

# タイ国税務小冊子

2024/2025年



This document has been prepared for general guidance on matters of interest only and does not constitute professional advice. You should not act upon the information contained in this document without obtaining specific professional advice. No representation or warranty (express or implied) is given as to the accuracy or completeness of the information contained in this document, and, to the extent permitted by law, PwC Thailand does not accept or assume any liability, responsibility or duty of care for any consequences of you or anyone else acting, or refraining to act, in reliance on the information contained in this publication or for any decision based on it.

# 序 文

世界の経済成長や国際的な投資に対応するため、タイの税法は継続的に見直されています。この小冊子は、タイの税制度に関する一般的な情報を提供し、タイへの投資の最初の手がかりとしてご利用頂くために作成されています。

また、この小冊子は、基本的に2024年9月1日現在の税法および実務に基づいて作成されています。特定の税務案件につきましては、専門家のアドバイスが必要となりますので、弊社にご相談頂きますようお願い申し上げます。

PricewaterhouseCoopers Legal & Tax Consultants Limited

税務・法務統括パートナー

Niphan Srisukhumbowornchai

# 目 次

## ページ

### 個人所得税

1

居住者の認定	2
国外源泉所得	2
納税義務者	2
課税所得	3
キャピタルゲイン	3
贈与税	4
非課税所得	5
税額計算	5
経費控除	6
所得控除	6
税率	10
税額控除	11
源泉所得税	11
申告・納税	14
加算税および延滞税	14
税務調査および査定	15
不服申立の手続き	15

### 法人税

17

居住者の認定	18
納税義務者	18
課税所得	18
総収入に対する課税	19
キャピタルゲイン	20
非課税所得	20
税率	22
支店所得	22
機能通貨	23
純利益の計算	24
所得控除	24
損金不算入項目	28

	ページ
減価償却費	28
欠損金	30
国内への支払いにかかる源泉所得税	30
税額控除	32
国外への支払いにかかる源泉所得税	33
租税条約	33
連結納税	40
持株会社	40
過少資本税制	41
移転価格税制	41
BEPS 防止措置実施条約(MLI)	45
申告・納税	46
加算税、延滞税および不服申立の手続	46
<b>グローバル・ミニマム課税制度(ピラー2)</b>	<b>47</b>
グローバル・ミニマム課税制度(ピラー2)	48
タイにおけるピラー2 の導入	48
適用範囲	49
課税メカニズム	49
申告・納税	50
加算税および延滞税	51
<b>付加価値税(VAT)</b>	<b>52</b>
税制の概要	53
納税義務者	53
登録	53
非課税項目	54
税率	55
税額計算	55
VAT のリバースチャージ	56
タックス・インボイス	56
海外のデジタルサービスプロバイダー	56
申告・納税	57
加算税および延滞税	58

## ページ

<b>特定事業税</b>	<b>59</b>
納稅義務者	60
課稅対象事業と税率	60
申告・納稅	61
加算税および延滞税	61
<b>印紙税</b>	<b>62</b>
税制の概要	63
税率	63
課稅対象となる文書と証書	63
納付および加算税	64
<b>關稅</b>	<b>66</b>
税制の概要	67
税關の手続き	68
關稅の優遇制度	69
違反と罰則	69
<b>物品税</b>	<b>70</b>
税制の概要	71
課稅対象の物品およびサービス	71
<b>石油税</b>	<b>73</b>
税制の概要	74
課稅所得	74
機能通貨	74
申告・納稅	75
加算税および延滞税	75
<b>地方税</b>	<b>76</b>
税制の概要	77

	ページ
土地建物税	77
看板税	80
<b>相続税</b>	<b>82</b>
<b>優遇税制</b>	<b>84</b>
投資委員会(BOI)	85
タイ工業団地公社(IEAT)のフリーゾーン	88
関税フリーゾーン	89
東部経済回廊(EEC)	91
国際ビジネスセンター	92
<b>PwC 紹介</b>	<b>96</b>
弊社の連絡先	96
サービス内容	98

# 個人所得稅

# 個人所得税

## 居住者の認定

一暦年内にタイに一回またはそれ以上滞在した日数が累計で 180 日以上であれば、タイの税法上、居住者とみなされます。

## 国外源泉所得

歳入局は、タイ国外より持ち込んだ国外源泉所得を有するタイ居住者に対する個人所得税に関する、歳入局通達 No. Paw. 161／2566 および No.Paw.162／2566 を公布しました。

本通達によると、課税年度を通じてタイに 1 回またはそれ以上滞在した日数が累計で合計 180 日以上となるタイ居住者が、歳入法典第 41 条第 2 項に基づきタイ国外で行われる職務や事業活動に起因する所得または国外資産を有し、当該国外源泉所得をいずれの課税年度にタイに持ち込んだ場合、その所得をタイに持ち込んだ課税年度において、歳入法典第 48 条に基づき個人所得税の所得計算に含める義務があります。

ただし、2024 年 1 月 1 日よりも前に生じた当該国外源泉所得は本通達の適用対象外です。

## 納税義務者

- (a) 自然人
- (b) 未登記普通パートナーシップ
- (c) 法人格のない団体
- (d) 故人(死亡した課税年度中の所得および財産について)
- (e) 故人の財産の未分割部分

## 課税所得

タイにおける居住者および非居住者は、タイでの雇用あるいは事業によって得られた所得に対して、その所得の支払いがタイ国内で行われたか、タイ国外で行われたかにかかわらず、タイにおいて課税されます。

タイ国外を源泉とする所得を得た居住者は、国外源泉所得が 2024 年 1 月 1 日以降に開始するいずれかの課税年度において生じ、かつ当該国外源泉所得をタイ国内へ送金あるいは海外から持ち込んだ場合に、その所得に対して課税がされます。

課税所得は以下の 8 つに分類されます。

- (1) 給与および賃金(ストックオプション、住宅手当、福利厚生による所得を含む)
- (2) 請負、雇用およびサービス提供による報酬
- (3) 営業権、著作権、フランチャイズ、特許権およびその他権利の使用料ならびにその他の年次報酬等
- (4) 利息、配当金、投資家への利益分配金、会社またはパートナーシップの合併、買収あるいは解散による利益、株式譲渡益、仮想通貨またはデジタルトークンの譲渡により発生した利益
- (5) 資産の賃貸による所得、ハイヤーパーチェスや割賦販売契約の解約による受取違約金
- (6) 法律、エンジニアリング、建築、会計等の自由専門業による所得
- (7) 請負契約者が道具以外の主要な原材料を提供する工事請負契約から生じる所得
- (8) 商業および各種産業から生じる所得、上記 (1) ~ (7) 以外の所得

## キャピタルゲイン

以下を除き、ほとんどのキャピタルゲインは通常の所得として課税されます。

- タイ証券取引所に上場されている株式をタイ証券取引所で売却した場合のキャピタルゲイン、投資信託の売却によるキャピタルゲイン

- 償還価格を下回る価格で最初に売り出された手形および債務証書を除き、無利息の社債、手形、債務証書の売却によるキャピタルゲイン
- ASEAN 加盟国の証券取引所に上場し、ASEAN Link を介して取引される有価証券(公債、社債、手形を除く)の売却によるキャピタルゲイン

キャピタルロスは、キャピタルゲインと相殺することはできません。会社やその他法人が発行した公社債、手形、債務証書の売却によるキャピタルゲインについては、一律 15%の税率で源泉分離課税する方法を選択できます。この場合、確定申告時にそのキャピタルゲインを課税所得から除外することになります。

## 贈与税

生前贈与は歳入法典上の個人所得税の対象とされ、両親、直系尊属、直系卑属、配偶者、他人への贈与について、財産および贈与者別に定める非課税枠を超える場合、課税されます。

個人所得税を免除される贈与の上限額は以下のとおりです。

- 養子を除く嫡出子への不動産の所有権または占有権の無償譲渡のうち、一課税年度において子一人あたりで 2 千万バーツまで
- 直系尊属、直系卑属、配偶者からの生活費および贈与のうち、一課税年度において合計で 2 千万バーツまで
- 直系尊属、直系卑属、配偶者以外の者からの道義的責任による生活費および儀式または確立した慣行としての贈与のうち、一課税年度において合計で 1 千万バーツまで
- 省令に定める基準および条件に基づき贈与者の意思に従って宗教、教育または公益のために受贈者が使用する贈与による所得

上述を超える部分に対しては、一律 5%の個人所得税が課せられるため、年間の個人所得税を算出する際に改めて計算に含める必要はありません。

親から子(養子を除く嫡出子)への不動産の無償譲渡については、譲渡登記の際に、2千万バーツを超える部分に対して源泉所得税 5%が譲渡人に課されます。親子間以外の不動産の無償譲渡は、通常の個人所得税累進税率に基づく源泉徴収が必要となります。

## 非課税所得

一部の所得については個人所得税が免除されます。雇用所得に関しては、出張手当や旅費、医療費補助のような一部の給付が非課税所得として扱われます。また、道義的責任による生活費(上限あり、「贈与税」参照)、相続財産(上限あり、「相続税」参照)、前述のキャピタルゲインも非課税となります。

特定の条件を満たす場合、社会保障基金や保険からの収入、タイの銀行から受け取る預金利息、タイでの共同出資や預金に対してイスラム金融の銀行から受け取る分配金の他に、プロビデントファンド、退職投資信託、長期エクイティファンド、特別貯蓄基金 (Super Saving Fund (SSF))、タイ ESG ファンド (Thailand ESG Fund (TESG))、国民貯蓄基金から得られる所得についても非課税となります。

確定利付き投資信託から個人投資家に分配される収益分配金は非課税となります。

## 税額計算

個人所得税は、総所得から控除可能なすべての経費控除および所得控除を差し引いた後の課税所得に累進課税率を乗じて算出します。

雇用関係以外から生じた課税所得が 120,000 バーツ以上の場合、その課税所得額の 0.5% 以上を納税しなければなりません。

## 経費控除

課税所得の分類に基づき、以下の項目を経費として所得から控除することが認められます。

- 「課税所得」の項目で箇条書きした(1)、(2)および(3)のうち営業権、著作権、その他の権利からの所得については、当該所得額の50%か100,000バーツのいずれか低い金額を控除できます。
- 「課税所得」の項目で箇条書きした(5)の所得については、賃貸される資産の種類により所得の10%から30%までの金額を控除できます。
- 「課税所得」の項目で箇条書きした(6)、(7)および(8)の所得については、所得や事業の種類により所得の30%から60%までの金額を控除できます。

「課税所得」の項目で箇条書きした(3)の営業権、著作権、その他の権利と(5)から(8)までの課税所得については、納税者が歳入局に十分な証拠を提示する場合に限り、経費の実額を控除することもできます。

## 所得控除

経費控除の後、さらに以下の2種類の所得控除が認められます。

### 1. 人的所得控除 (Personal Allowances)

- |  |              |
|--|--------------|
| ・ 納税者本人                                    | 60,000 バーツ   |
| ・ 配偶者(配偶者に所得がない場合)                         | 60,000 バーツ   |
| ・ 紳士または配偶者の摘出子(人数制限なし)                     | 30,000 バーツ／人 |
| ・ 2018年以降に生まれた納税者または配偶者の2人目以降の摘出子に対しての追加控除 | 30,000 バーツ／人 |
| ・ 紳士本人の養子(3名まで)(摘出子と養子の両方がいる場合は、合計で3名が上限)  | 30,000 バーツ／人 |
| ・ 父母扶養控除                                   | 30,000 バーツ／人 |
| ・ 親族の障害者扶養控除                               | 60,000 バーツ／人 |

- 親族以外の障害者扶養控除 60,000 パーツ／人

なお、65 歳以上のタイ居住者の所得は年間 190,000 パーツまで非課税となります。

## 2. 特定所得控除 (Specific Allowances)

- 生命保険料控除：

納税者本人に対する生命保険料の実際支払額が 100,000 パーツのいずれか低い金額を所得控除できます。ただし、契約している生命保険会社がタイ国内で営業しており、保険契約期間が 10 年以上であることが条件となります。貯蓄型生命保険契約については、年間運用益が年間保険料の 20% を超える場合、すべての保険金額に対し所得控除が認められません。

最低預入期間が 10 年以上の生命保険に類似する銀行預金は、一課税年度に 100,000 パーツを上限として所得から控除することが認められます。ただし、控除額の 100,000 パーツは上記適格生命保険料と以下健康保険料の合計となります。

また、所得のない配偶者について支払われた保険料についても、課税年度を通じて婚姻関係がある場合、10,000 パーツを上限として所得控除できます。

- タイ国内で営業している生命保険会社または損害保険会社に対して納税者本人を被保険者として支払った健康保険料については、25,000 パーツを上限として所得控除できます。ただし、最大控除額となる 100,000 パーツには、上記の生命保険料と生命保険に類似する銀行預金を含めた合計となります。

タイ国内営業している生命保険会社または損害保険会社に対して納税者または納税者の配偶者の父母を被保険者として支払った健康保険料については、15,000 パーツを上限として所得控除できます。

- 退職に備えた株式・債券などの長期保有を奨励することを目的に、次のファンドおよび年金型生命保険への投資についても所得控除

が認められています。ただし、それぞれ控除額に上限があり、合算で年間 500,000 パーツを限度とします。

- 適格年金型生命保険料控除(タイの生命保険会社に支払われるもの):  
課税所得合計額の 15%と 200,000 パーツのいずれか小さい金額が上限
- 登録プロビデントファンド拠出金控除:  
課税所得合計額の 15%と 500,000 パーツのいずれか小さい金額が上限
- 退職投資信託拠出金控除:  
課税所得合計額の 30%と 500,000 パーツのいずれか小さい金額が上限
- 国民貯蓄基金控除:  
500,000 パーツが上限
- 特別貯蓄基金(Super Saving Fund(SSF))控除:  
課税所得合計額の 30%と 200,000 パーツのいずれか小さい金額が上限

- 住宅ローン利子控除:  
タイ国内に居住用住宅を購入あるいは建設するために資金を借り入れた場合、利息の実際支払額のうち最大 100,000 パーツまでを所得控除できます。
- 一度の妊娠につき 60,000 パーツを上限として、納税者または配偶者が支払った妊産婦ケア費用や出産費用は所得控除できます。
- 政府社会保障基金への拠出金も控除の対象となることがあります。
- 2023 年 11 月 21 日から 2032 年 12 月 31 日までの期間において、タイ ESG ファンドへの投資額は、課税所得の 30%以内かつ最大 100,000 パーツを上限として所得控除できます。当該ファンドを購入した投資家は、購入日から最低 8 年間保有する必要があります。ただし、2024 年 1 月 1 日から 2026 年 12 月 31 日までの期間におけるタイ ESG ファンドへの投資について、タイ内閣は追加的な税制優遇措置の適用を承認しており、課税所得の 30%以内かつ最大 300,000 パーツ(100,000 パーツではなく)を上限として所得控除で

きます。この場合、投資家はファンド購入日から最低 5 年間(8 年間ではなく)保有する必要があります。

新たな条件に関する省令が施行されるまで、上限額 100,000 バーツと購入日から最低 8 年間の保有期間が義務付けられていることを含む、既存の条件が適用されます。さらに、2027 年 1 月 1 日から 2032 年 12 月 31 日までの期間において、所得税の控除は既存の条件に戻ります。

- 2024 年 1 月 1 日から 2024 年 2 月 15 日までの「Easy E-Receipt」実施期間中に、タイで購入した特定の商品およびサービスに対する支払いは、最大 50,000 バーツを上限に所得控除できます。
- 2024 年 4 月 9 日から 2025 年 12 月 31 日までの期間において、1 ユニットを上限とした新しい住居における建設費用は、VAT 登録事業者である請負業者に対して支払った場合、1 百万バーツごとに 10,000 バーツ、最大 100,000 バーツを上限として所得控除できます。

### 3. 寄付

- 以下に示している全ての寄付については 100% 控除が認められています。ただし、合計額は他の所得控除後の課税所得の 10% を上限とします。
  - 教育機関、公的医療施設、宗教施設、および承認された慈善団体への寄付
  - 天然資源環境省が推進する気候変動対策のための地域森林プロジェクトを支援するため、2023 年 1 月 1 日から 2027 年 12 月 31 日の間にタイ王室森林局に対して行われる電子寄付
  - 政党に対する現金の寄付または、政党の資金調達活動を支援するための現金、資産、またはその他の形態で行われる寄付(10,000 バーツが所得控除上限)
- 以下に示している全ての寄付については 200% 控除が認められています。ただし、合計額は他の所得控除後の課税所得の 10% を上限とします。

- 教育省の承認を受けた教育プロジェクトの支援のための寄付（建物、コンピューター、書籍、教師等）
- 県立病院への寄付
- 2024年1月3日から2028年12月31日の間に行われる、公平教育基金(Equitable Education Fund)への電子寄付
- 2022年7月26日から2024年12月31日までの間に行われる、チャイ・パッタナ財団、マハー・チャクリ・シリントーン王女殿下主導の情報技術財団、およびラマティボディ財団への電子寄付
- 2023年1月1日から2024年12月31日までの間に行われる、タイスポーツ庁、地方スポーツ委員会、地方スポーツ協会、スポーツ協会、または国家スポーツ開発基金への電子寄付
- 2023年1月1日から2024年12月31日までの間に行われる、タイ赤十字社または医療・公衆衛生財団への電子寄付
- 2023年1月1日から2025年12月31日までの間に行われる、計量システム開発基金、公衆衛生システム開発基金、科学技術開発基金、および科学的研究革新基金への電子寄付
- 2022年1月1日から2024年12月31日までの間に行われる、教育機関への電子寄付

## 税率

現在の税率は以下のとおりです。

課税所得(バーツ)			税率(%)
0	-	150,000	-
150,001	-	300,000	5
300,001	-	500,000	10
500,001	-	750,000	15
750,001	-	1,000,000	20
1,000,001	-	2,000,000	25
2,000,001	-	5,000,000	30
5,000,001	-		35

## 税額控除

納税者は、源泉徴収された税額を年末の確定申告額から控除することができます。

タイに居住する納税義務者は、タイに設立された会社から支払われた配当の源泉所得税を確定申告額から控除することを選択できます。この場合、配当の原資となった利益に対して課された法人税額を配当所得に加算して他の所得と合算し、課税所得の総額から税額を計算した上で、上述の法人税額を控除します。

外国で支払われた税金については、租税条約により認められる場合を除き、税額控除は認められません。

## 源泉所得税

所得の支払を行う全ての者は以下の規則に従い、支払の都度、所得税を源泉徴収する義務があります。

- 「課税所得」の項目で箇条書きした(1)および(2)の所得については、所得の支払者に対して以下の方法による源泉徴収が義務づけられています。
  - 支払った所得にその年の支払回数を乗じて年間の総支払額を算定します。
  - 年間総支払額から経費控除および所得控除を差し引いた後、個人所得税の税率表に基づき、年間の個人所得税額を算定します。
  - 年間の個人所得税額をその年の支払回数で除して、一回当たりの源泉所得税額を算定します。
- 「課税所得」の項目で箇条書きした(3)および(4)の所得については、個人所得税の累進税率により源泉徴収しなければなりません。ただし、例外として、利息と配当金はそれぞれ 15%と 10%、利益分配金、デジタルトークンの保持または所持から発生した利益、仮

想通貨またはデジタルトークンの譲渡により発生した利益は 15% の一定税率での源泉徴収が義務付けられています。

- ただし、個人がデジタルトークンを保有または所持することで得られる利益分配または利益には、個人所得税の免税措置があります。この免税措置は、納税者が 15 % の源泉徴収税の還付または控除を請求しないことを条件として、2024 年 1 月 1 日以降に受け取った利益分配または利益に適用されます。
- 源泉徴収した税金は、課税所得の支払が行われた月の翌月 7 日までに所轄税務署 (Amphur office) へ納付しなければなりません。

会社、法人格を有するパートナーシップおよびその他の法人は、個人所得税の納税義務を負う個人に対して所得を支払う場合、以下に示した税率に基づき源泉徴収しなければなりません。

- 賃貸資産への支払い（「課税所得」の項目で箇条書きした (5) の所得に該当）の 5%
- プロフェッショナルフィーの支払い（「課税所得」の項目で箇条書きした (6) の所得に該当）の 3%
- 請負報酬の支払い（「課税所得」の項目で箇条書きした (7) および (8) の所得に該当）の 3%
- 広告費用の支払い（「課税所得」の項目で箇条書きした (8) の所得に該当）の 2%
- 最終消費者以外に対する販売促進のためのリベート等の支払い（「課税所得」の項目で箇条書きした (8) の所得に該当）の 3%
- 請負報酬、公共交通機関運賃、レストランやホテルのサービス料、生命保険料以外のサービスへの支払い（「課税所得」の項目で箇条書きした (8) の所得に該当）の 3%
- 公共交通機関を除く運送料の支払いの 1%
- コンテスト、競技会、くじ引き等の賞金の支払い（「課税所得」の項目で箇条書きした (8) の所得に該当）の 5%
- 支払者が最終消費者の場合を除き、ダイヤモンド原石、その他のカットされていない宝石に対する支払い（「課税所得」の項目で箇条書きした (8) の所得に該当）の 1%
- 支払者が輸出者である場合の米に対する支払い（「課税所得」の項目で箇条書きした (8) の所得に該当）の 0.5%
- 支払者が輸出者または生産者である場合の水産業、畜産業等へ

- の支払い(「課税所得」の項目で箇条書きした(8)の所得に該当)の1%
- 「課税所得」の項目で箇条書きした(2)、(3)、(4)、(5)および(6)の所得のうち、非居住者への支払いの15%(ただし、配当金については10%)

「課税所得」の項目で箇条書きした(5)、(6)、(7)および(8)の所得が中央または地方の政府機関によって支払われ、その金額が10,000バーツを超える場合、支払の都度、1%が源泉徴収されます。

上記の源泉徴収税率は、2023年1月1日から2025年12月31日までの間、e-withholding taxシステムによる納税を条件に以下のとおり、一時的に引き下げられました。

以下の支払いに対する源泉徴収税率を5%から1%に引き下げます。

- 「課税所得」の項目で箇条書きした(5)の所得に該当する資産の賃貸(国際貨物運送に使用される船舶の賃貸を除く)
- 「課税所得」の項目で箇条書きした(8)に該当するコンテストや競技、抽選会等の活動で受賞した賞品

以下の支払いに対する源泉徴収税率を3%から1%に引き下げます。

- 「課税所得」の項目で箇条書きした(6)に該当する自由専門業報酬
- 「課税所得」の項目で箇条書きした(7)および(8)の請負業務からの所得
- 「課税所得」の項目で箇条書きした(8)に基づく役務の提供による所得の内、損害保険を除くもの
- 「課税所得」の項目で箇条書きした(8)の販売促進のためのリベートまたは特典

「課税所得」の項目で箇条書きした(8)に基づく広告費用の支払いにおける源泉徴収税率が2%から1%に引き下げられました。

納税者は、確定申告の際、年間の要納税額と既に源泉徴収された税金を比較し、前者が多い場合には差額を追加納税し、後者が多い場合

には差額を還付申請します。ただし、還付請求は、法定申告納付期限（または源泉徴収された年の翌年 3 月 31 日）から 3 年以内に歳入局へ行わなければなりません。

## 申告・納税

タイでは、徵稅方法として自己申告制度が採用されています。納税者は所定の申告書に課税年度（暦年）の所得に対する所得税を記入し、翌年の 3 月末までに確定申告および納税しなければなりません。

以下の個人は、納税額の有無に係わらず、前年度の所得について個人所得税の確定申告書を提出する義務があります。

- 配偶者がなく、所得が 60,000 パーツを超える者
- 配偶者がなく、給与所得（「課税所得」の項目で箇条書きした（1）の所得に該当）が 120,000 パーツを超える者
- 配偶者があり、所得が 120,000 パーツを超える者
- 配偶者があり、給与所得（「課税所得」の項目で箇条書きした（1）の所得に該当）が 220,000 パーツを超える者

夫婦は、別々に所得を申告するか、合算申告をするかを選択することができるです。

個人所得税の課税年度は、1 月 1 日から 12 月 31 日までの暦年です。確定申告の期限は、書面での申告は翌年の 3 月 31 日、オンライン申告の場合は 4 月 8 日です。ただし、資産の賃貸、自由業（医師、法律、エンジニアリング、建築、会計および美術）、請負業務、商業およびその他産業により所得を得ている納税者については、6 月 30 日までの半年間の所得について 9 月 30 日までに中間申告しなければなりません。中間申告による納税額は、確定申告時に計算された年間納税額から控除できます。

## 加算税および延滞税

不正確な申告（過少申告）をした場合、または、申告を怠った（無申告）

場合は、税務署の査定官吏(Assessment Officer)の決定により、加算税を課せられます。加算税は、過少申告の場合、未納付額の 100%、無申告の場合、未納付額の 200%です。納税者の文書による加算税の減額申請に基づき、当該納税義務者に脱税の意図がなく、税務調査に協力的であると査定官吏が判断した場合に限り、加算税額が最高 50%まで減額されることもあります。

納税期限までに納税しなかった場合、1 カ月につき未納付額の 1.5%を延滞税として支払わなければなりません。ただし、延滞税は、未納付額が上限とされます。

## 税務調査および査定

歳入局は、2 年前まで遡って書類や記録を徴求し、税務調査を行う権限があります。ただし、脱税の意図についての確たる証拠がある場合、あるいは、還付申請に対処するため必要と認められる場合、5 年前まで調査権限を延長することができます。

しかしながら、民商法典上、税務当局は最高 10 年まで査定することができますとされています。

## 不服申立の手続き

納税者は、税務当局の賦課決定に不服のある場合、査定通知書(Assessment Notice)を受け取った日から 30 日以内に不服申立審理委員会(Board of Appeal)へ不服を申し立てることができます。さらに、この不服申立審理委員会の決定に同意できない場合、その決定通知を受け取った日から 30 日以内に租税裁判所へ不服を申し立てることができます。租税裁判所の判決に対しては、30 日以内に特別控訴裁判所への控訴が必要となります。特別控訴裁判所の判決をもって終審となりますが、案件が極めて重大と考えられ、かつ最高裁判所が承認した場合には、さらに最高裁判所に上告することができます。

不服申立により、税金の支払いが留保されることはなく、歳入局長官によって許可された場合を除き、税金の支払いが法定期限内に履行さ

れなければ未納であるとみなされます。税務当局の査定や不服申立審理委員会の決定に従い、査定通知または決定を受け取った日から30日以内に税金を支払わなければなりません。



# 法人税

## 居住者の認定

法人の居住者は、設立の場所により決定されます。タイの法律の下で設立された会社は、内国法人となります。マネージメントや管理の場所は、法人の居住者を決める法的な要因とはなりません。タイに設立された法人は、全世界の所得に対してタイで税金を課せられます。

## 納税義務者

- 会社および法人格を有するパートナーシップ
- ジointベンチャー／財団および協会
- タイの法律または外国の法律に基づき法人として設立された投資信託
- 外国の法律の下で設立された法人で
  - タイで事業活動している場合(例:支店)
  - タイで事業活動はしていないが、タイ国内で、またはタイから特定の収益を得ている場合
- 外国政府の機関および外国の法律の下で組織された法人で、タイで事業活動している場合

## 課税所得

- タイで設立された会社および法人格を有するパートナーシップは、タイ国内および国外を源泉とする利益に対して法人税(Corporate Income Tax)が課されます。
- 外国の法律の下で設立された会社がタイで事業活動している場合(支店等)、タイでの事業活動により得られた利益および本国へ送金される税引後の利益に対して法人税が課されます。

「タイで事業活動している」という文言は適用範囲が広く、従業員や代表者、仲介者が存在することによって外国企業がタイで所得を

得ている場合も該当します。

- 外国の法律の下で設立された会社は、タイで事業活動していない場合も、租税条約による免税措置のない限り、タイで得た以下のようないくつかの所得に対して源泉所得税を課せられます。以下は、そのうちの数例です。
  - 仲介料
  - サービス報酬
  - 使用料(ロイヤルティ)
  - 利息、配当、キャピタルゲイン
  - 資産の賃貸料

## 総収入に対する課税

国際輸送事業を行う財団、協会および外国の会社および一定の投資信託は、その総収入に対して法人税が課されます。

財団および協会については、登録料、入会金および寄付金以外の総収入に対して 10%の法人税が課されます。ただし、財団および協会の総収入が前述の「個人所得税 - 課税所得」の項目で箇条書きした(8)に該当する所得である場合、2%の軽減税率が適用されます。

タイで事業活動している外国の航空会社および海運会社は、乗客を輸送する場合、タイ国内で徴収される航空運賃、乗船料およびその他収入(費用控除前)に対して 3%の法人税が課されます。物品搬送の場合には、タイ国内で徴収される貨物運送料、用船料およびその他収入(費用控除前)、さらにタイからの物品輸送に関してタイ国外で徴収される貨物運送料、用船料およびその他収入(費用控除前)に対して 3%の法人税が課されます。

証券取引法に基づき設立された投資信託(ただし、退職投資信託(RMF)、および社会保障基金、国民貯蓄基金、政府年金基金、退職積立基金、RMFへの売却を目的として設立された投資信託を除く)は、利息と割引料の総所得に対し 15%の法人税が課されます。

## キャピタルゲイン

タイ国ではキャピタルゲインに関する特別の規則はありません。以下の「非課税所得」に記載されている場合を除き、会社が得たキャピタルゲインは、税務上、通常の収益として取り扱われます。タイで事業活動をしていない外国の会社がタイにおける投資の売却により得たキャピタルゲインは、租税条約による免税措置のない限り、その投資の購入者によって 15%が源泉徴収されます。

非居住者が国債の売却により得たキャピタルゲインについても、租税条約による減免措置のない限り、15%が源泉徴収されます。

## 非課税所得

- 以下の所得は、法人税が免除されます。
  - タイ証券取引所の上場会社が配当受領日の前後 3 カ月以上保有しているタイの会社の株式から受け取る配当金。

非上場会社が議決権を有する株式の 25% 以上を保有するタイの会社（直接間接に関わらず、株式の相互保有がないことが前提）から受け取る配当金。ただし、当該非上場会社が配当受領日の前後 3 カ月以上、タイ会社の株式を保有していた場合にのみ適用されます。なお、当該非上場会社がタイの会社の株式を配当受領日の前後 3 カ月以上保有していた場合でも、上記の株式の相互保有の要件や、25% 以上保有の要件を満たさない場合には、配当金の半額のみが法人税免除の対象となります。
  - 会社が合併または全部事業譲渡(EBT)を行った場合、新設会社または存続会社は、合併または EBT の前身会社の所有期間を上記の 3 カ月の保有期間に含めることができます。
  - タイの会社が海外投資により受領する配当金で、当該配当金受領前少なくとも 6 カ月間にわたり配当する会社の議決権を 25% 以上保有しており、かつ、配当する会社が所在する国に

おいて、当該配当金の原資となる純利益に対して 15%以上の法人税が課されている場合。なお、所在地国における「特別法」により、純利益に対する軽減税率の適用や法人税が免除されている場合にも、配当を受領した会社は法人税の免除を受けることができます。

- タイの会社またはタイで事業を行う外国の会社が法人格のないジョイントベンチャーから受け取る配当金または利益の分配。
- 外国政府の金融機関(特別法に基づいて組織される外国政府により完全に所有される金融機関)が受け取る外国通貨ローンの利子。
- タイで事業活動していない外国企業が受け取るタイ国債、タイ銀行の債券、金融機関開発基金の債券の利息。
- タイおよびタイ以外の法人投資家が受け取る確定利付き投資信託からの利益分配金。
- タイ企業により法人(不動産ファンドを除く)として設立されたその他の投資信託への投資から生じる利益分配金。但し、タイの会社が利益分配金受領の前後 3カ月間投資信託ユニットを保有していることを条件とする(上場会社は 100%、非上場会社は 50%免除)。
- タイ企業およびタイで事業を行う外国企業が、確定利付き投資信託の投資信託ユニットを売却して得たキャピタルゲイン。但し、非課税所得にかかる投資および費用が損金算入されないことを条件とする。
- 以下の納税者は、法人税が免除されます。
  - 投資奨励法および特定産業競争力強化法に基づきタイ投資委員会(BOI)により一定期間の免税恩典を与えられた会社
  - 特定の財団および組織
  - 互恵条約を取り交わした外国の公的組織および外交組織

- 証券化のための特別目的事業体(SPV)は、証券取引委員会(SEC)に承認された証券化プロジェクトから発生した所得について課税が免除されます。ただし、債権からのキャッシュインフローや費用決算の運用および配賦については SEC に承認されたプランに従わなくてはなりません。また、SPV の全ての資産と利益が原資産所有者に譲渡されて SPV が解散するまで、SPV の株主には配当が支払われません。

## 税率

- 一般的な法人税率は 20%が適用されます。
- 中小企業(SME)に対しては以下の税率が適用されます。

純利益(バーツ)	法人税率(%)
0 - 300,000	-
300,001 - 3,000,000	15
3,000,001 -	20

中小企業が軽減税率を受けるには以下の条件を満たさなければなりません。

- 会計年度末において払込資本金が 500 万バーツ以下であること
- 「商品の販売およびサービスの提供」による収入が 3,000 万バーツ以下であること

## 支店所得

外国の会社の支店は、タイ国内で得た利益についてのみ通常の法人税率で法人税を支払います。支店の利益を外国の本店に送金する場合、10%の税率で追加課税されます。

## 機能通貨

会社は歳入局長官に対して、タイ国通貨以外の通貨を機能通貨として使用する意向を通知する事を条件として、純利益、未払税金の計算を含む全ての会計帳簿と会計記録を、当該外国機能通貨によって記録することができます。

機能通貨の使用または変更が認められた会計期間の前会計期間の末日(以下「前会計期間末日」という)における財務諸表のすべての資産、負債およびその他の項目(前期繰越残高)の通貨は、会計監査の資格を取得した者が監査・承認を行った会計規則に従った為替レートで機能通貨へ換算される必要があります。

期中の為替差損益の計算方法は以下の換算方法が適用されます。

- 会計期間中に、受領または支払がされた通貨、資産または負債は、その受領または支払日における市場レートで、機能通貨に換算される必要があります。
- 会計期間の末日において、未決済の通貨、資産および負債は、以下のいずれかのレートによって、機能通貨に換算される必要があります。
  - 仲値レート
  - タイ中央銀行により算出された各商業銀行の買いレートの平均値または売りレートの平均値

機能通貨の変更または上記為替レートの使用には、歳入局長官の事前承認が必要です。機能通貨の変更により生じる為替差損益、または、機能通貨により計上されている未払税金を支払いのためにタイバーツに変換することにより生じる為替差損益は、課税所得計算上、非課税項目として扱われます。

税金の更正、加算税、延滞税および還付金は承認を受けた機能通貨によって通達されますが、納税および還付は納税日または還付が認可された日の前営業日にタイ中央銀行により算出された仲値レートを使用して換算されたタイバーツにより行われます。

## 純利益の計算

純利益は、いくつかの例外を除き、一般的に公正妥当と認められる会計実務にしたがって発生主義に基づいて計算しなければなりません。

## 所得控除

- 歳入法典に別途定めがない限り、利益獲得または事業のために生じた全ての費用を所得から控除できます。
- 利益獲得あるいは事業のために支出したロイヤルティ、マネジメントフィーおよび利息費用は合理的な金額に限り所得から控除できます。
- 以下の団体に対する寄付金は、合計で純利益の 2%を限度として所得控除が認められます。
  - 認定された慈善活動および教育、スポーツもしくは公益の振興を目的とする認可された社会的企業(教育のための技術開発教育基金を含む)。
  - 2023 年 1 月 1 日から 2027 年 12 月 31 日までの間に天然資源・環境省森林局の気候変動対策のための地域森林プロジェクトに対し行う電子寄付を通じた現金による寄付。
- 政党への寄付金は、50,000 パーツを上限とし所得控除が認められます。
- 以下の項目については 100%の追加所得控除が認められます。
  - 社内図書館用の書籍または電子機器の購入費用(限度額 50,000 パーツ)。
  - 社内の従業員研修費および社外の所定の研修機関で開催される研修費用。

- 定年退職した元従業員または労働局に登録された 60 歳以上の高年齢者の雇用に係る費用。追加所得控除の対象となる賃金は 1 人あたり月額 15,000 バーツを超えないものであり、月額 15,000 バーツを超えて支払われる従業員の賃金は控除の対象となりません。
- 政府機関または民間企業に委託した技術およびイノベーションに関する研究開発(R&D)費用で、歳入局長の許可を得てタイ国内で研究開発が行われるもの。
- 2023 年 1 月 1 日から 2025 年 12 月 31 日の間に実際に支払われた以下の費用または投資。
  - 電子文書作成システムおよび受領システム、コンピューターソフトウェア、電子証明書を保存するための機器、事業のために e-タックスインボイスまたは e-タックスレシートを作成、送付、受領または保管するためのコンピューターおよびコンピューターとともに使用されるその他機器。
- ただし、上記の恩典は、電子情報を作成および送信するサービスプロバイダー、またはコンピューターソフトウェアの開発者は、販売用か他者へのサービスとして提供するかを問わず利用できません。
- 税金送金システム、コンピューターソフトウェア、電子証明書を保管するための機器、事業から生じた税金を納税する目的で使用されるコンピューターおよびコンピューターとともに使用されるその他機器。
- 本恩典は、法人所得税、源泉徴収税、付加価値税(VAT)の納税義務があり、e-withholding tax システムを利用して歳入局へ納税する企業、および税金を送金するサービスプロバイダーが利用できます。
- 電子情報を作成、提供を行うサービスプロバイダーに支払う費用、および電子証明書やクラウド保管サービスの

利用に関する費用。なお、上記は、事業のための e-タックスインボイスおよび e-タックスレシートの準備、送付、受領または保管に関するものになります。

- 税金送金を行うサービスプロバイダーに支払う費用、電子証明書およびクラウド保管サービスの利用に関する費用。これらは、事業のために e-withholding tax システムによる送金の利用に関するものです。
- 以下の費用と寄付金は、通常の所得控除に加えて 100%の追加所得控除(ただし、慈善、公益、教育、スポーツのための寄付金控除前の純利益の 10%を限度とします)が認められます。
  - 教育省の承認を受けた教育プログラムの支援のための寄付(建物、コンピュータ、書籍、教師等)
  - 教育および娯楽活動の支援を目的とした、子供の遊び場、公園、無料で開放されている民間の運動施設の建設や維持のための費用
  - 読書振興を目的とした公立または私立の教育機関による書籍または電子機器の購入を支援するための寄付(現金によるか資産によるかは問わない)
  - 安全で創造的なメディア開発基金(Safe and Creative Media Development fund)、その他芸術、文化、図書、考古学に関連するファンドへの寄付
  - 公正基金(Justice Fund)に対して支払われた寄付金
  - 県立病院への寄付金
- 以下の費用と寄付金は、通常の所得控除に加えて 200%の追加所得控除(ただし、慈善、公益、教育、スポーツのための寄付金控除前の純利益の 10%を限度とします)が認められます。
  - 2022 年 7 月 26 日から 2024 年 12 月 31 日の間に、チャイ

パッタナ財団、またはマハ・チャクリー・シリントーン王女主導の情報技術財団に対する、電子寄付を通じた現金または資産の寄付については、200%の費用控除が認められます。

- 2023年1月1日から2024年12月31日の間に、タイ赤十字社または医療・公衆衛生財団に対する、電子寄付を通じた現金または資産の寄付については、200%の費用控除が認められます。
- 2024年1月1日から2028年12月31日の間に公平教育基金(Equitable Education Fund)に対する、電子寄付を通じた現金または資産の寄付については、200%の費用控除が認められています。
- 2022年1月1日から2024年12月31日の間に、タイスポーツ庁、地方スポーツ委員会、地方スポーツ協会、スポーツ協会、または国家スポーツ開発基金に対する、電子寄付を通じた現金または資産の寄付については、200%の費用控除が認められています。
- 2022年1月1日から2024年12月31までの間に、教育機関に対する電子寄付を通じた現金または資産の寄付については、200%の費用控除が認められています。
- 2023年1月1日から2025年12月31日までの間に、計量システム開発基金、公衆衛生システム開発基金、化学技術開発基金、およびタイ化学研究革新基金に対する、電子寄付を通じた現金での寄付については、200%の費用控除が認められています。
- 歳入局長により規定されたカテゴリーに該当し、タイ工業省工業経済局より製品認証を受けている生分解性プラスチック製品の購入のため、2022年1月1日から2024年12月31日の間に支出される費用に対して25%の追加費用控除が認められています。
- 特定産業競争力強化に関する法律の下で、対象産業の事業を行う法人は、科学、技術、工学、数学の分野で高度な技能を有する従

業員を雇用する場合、雇用契約に基づき支払われる給与に対して50%の追加経費用控除が認められます。

- 従業員を教育および研修のため、歳入局長官により定められた政府機関が承認するコースへ参加させる費用や、従業員のために研修を手配する費用に対して、150%の追加費用控除が認められます。

## 損金不算入項目

以下の費用については損金算入が認められません。

- 引当金や準備金への繰入額
- 基金への拠出金(ただし、登録プロビデントファンドへの拠出金を除く)
- 個人的費用および贈答品費
- 法人税
- VAT(一部を除く)
- 全ての税法に基づく罰金、加算税および延滞税
- 株主へ支払われた給与支払額のうち、合理的な金額を超える部分
- 虚偽または架空の経費
- 会社の資本、準備金および基金から生ずる利息
- 受領者が特定できない支出
- 事業年度終了後に利益に基づいて決められる支出
- 財務省令に定められる規則、手続き、条件に準拠していない貸倒損失
- 保険または補償契約により補填される損害

## 減価償却費

取得原価の一定割合に基づく減価償却は、損金算入が認められています。会社が会計上適用している減価償却率が税務上認められている償却限度率よりも低い場合、会社が適用している償却率により算出された減価償却費のみを税務上損金算入できます。償却方法としては、定額法が最も一般的ですが、級数法および200%定率法も認められます。

定額法の償却限度率は、次の通りです。

**建物：**

- |               |      |
|---------------|------|
| - 長期使用する建物    | 5%   |
| - 仮設の建物       | 100% |
| - 天然資源で枯渇するもの | 5%   |

**賃借権：**

- |  |       |
|--|-------|
| - 賃貸借契約書がない場合、または、賃貸借契約書はあるが、連続的な更新を認める条項がある場合   | 10%   |
| - 賃貸借契約書はあるが、更新条項のない場合、または、更新条項はあっても更新期間に制限のある場合 | (注 1) |

工程に関する権利、方式に関する権利、営業権、商標権、営業免許、特許権、著作権、その他の権利：

- |                  |       |
|------------------|-------|
| - 使用期間が限られていない場合 | 10%   |
| - 使用期間が限られている場合  | (注 2) |

その他の償却資産(ただし、土地および売買目的有価証券を除く)20%

(注 1) 100 を当初の賃借期間および更新期間の合計年数で除した百分率

(注 2) 100 を使用年数で除した百分率

### **特定の資産に対する特別償却**

研究開発用機械装置については、取得時に 40%で特別償却し、未償却残高を年間最大 20%の償却率で償却することが認められています。

コンピュータハードウェア・ソフトウェアについては、3 会計期間で償却することが認められています。

### **中小企業に適用される特別償却**

土地を除く固定資産が 2 億バーツ以下で、従業員 200 人以下の会社および法人格を有するパートナーシップには以下の特別償却を適用することが認められています。

- 機械装置については、取得時に 40%で特別償却し、未償却残高を年間最大 20%の償却率で償却することが認められています。

- ・コンピュータハードウェア・ソフトウェアについては、取得時に 40%で特別償却し、未償却残高を 3 会計期間で償却することが認められています。
- ・工場建物については、取得時に 25%で特別償却し、未償却残高を年間最大 5%の償却率で償却することが認められています。

## 欠損金

欠損金は、将来の利益と相殺するため 5 会計期間繰り越すことができます。欠損金の繰戻しは認められません。

欠損金は税務上それぞれの会社で計算され、連結グループ内の各社で欠損金を合算して税務申告する方法はありません。会社の株式保有の変更は税務上の欠損金に何ら影響を及ぼしません。

## 国内への支払いにかかる源泉所得税

会社、法人格を有するパートナーシップ、その他の法人が、他のタイの会社、法人格を有するパートナーシップ、その他の法人および支店や恒久的施設を通じてタイで事業活動している外国会社に対して所得を支払う場合、以下の通り源泉徴収しなければなりません。

- ・特許権、著作権等の無形固定資産、その他の権利の使用に対するロイヤルティの支払いの 3%
- ・銀行および金融機関以外の内国法人に対する利息、ならびに、銀行または金融機関に対する債券利息の支払いの 1%
- ・配当または、登記されたパートナーシップの利益分配の支払いの 10%
- ・資産に対する賃借料の支払いの 5%
- ・商船に関する奨励法に基づく、国際輸送に使用する船舶の賃借料の支払いの 1%
- ・プロフェッショナルサービスに対するフィーの支払いの 3%
- ・請負報酬の支払いの 3%
- ・恒久的支店をもたない外国法人に対する請負報酬の支払いの 5%（注記参照）

- コンテスト、競技会、くじ引き等の賞金の支払い（「課税所得」の項目で箇条書きした(8)の所得に該当）の 5%
- 広告費用の支払い（「課税所得」の項目で箇条書きした(8)の所得に該当）の 2%
- 最終消費者以外に対する販売促進のためのリベート等の支払いの 3%
- サービス料の支払い（請負報酬、公共交通機関運賃、レストランやホテルのサービス料、生命保険料を除く）の 3%
- 運送料の支払いの 1%
- 損害保険料の支払い 1%
- カットされていないダイヤモンドやその他の宝石に対する支払い（支払者が最終消費者である場合を除く）の 1%
- 支払者が輸出者である場合の米に対する支払いの 0.5%
- 特定の農産物（シートゴム、キャッサバ、ジュートまたはケナフ、トウモロコシ、サトウキビ、コーヒー豆、油ヤシの種子等）に対する支払いの 0.75%（購買者が輸出者であるか、これらの農産物から生産される製品の製造業者である場合）
- 生きているか否かに関わらず、水生動物に対する支払いの 1%（支払者が輸出者であるか、これらの水生動物から生産される製品の製造業者である場合）

#### 注記:

恒久的支店は「恒久的施設」とは異なります。以下のいずれかを満たす場合には、恒久的支店を有していることになります。

- タイ国内に事務所を有していること
- タイ国内で契約業務以外の事業を行っていること（例：商品の購入および販売）
- タイ国内で従業員のためにプロビデントファンドを設立していること

上記の源泉徴収税率は、2023 年 1 月 1 日から 2025 年 12 月 31 日までの間、e-withholding tax システムを利用して納税した場合に、以下の通り一時的に引き下げられました。

以下の支払に対する源泉徴収税率を 5% から 1% に引き下げます。

- 資産の賃貸による所得(国際貨物運送に使用される船舶の賃貸を除く)('課税所得'の項目で箇条書きした(5)に基づく所得)
- コンテスト、競技会、くじ引き等の賞金の支払いによる所得('課税所得'の項目で箇条書きした(8)に基づく所得)

以下の支払に対する源泉徴収税率を 3%から 1%に引き下げます。

- 請負やサービス提供による所得 ('課税所得'の項目で箇条書きした(2)に基づく所得)
- のれん、著作権その他の権利による所得 ('課税所得'の項目で箇条書きした(3)に基づく所得)
- 自由専門業による所得 ('課税所得'の項目で箇条書きした(6)に基づく所得)
- 請負業務からの所得 ('課税所得'の項目で箇条書きした(7)および(8)に基づく所得)
- 役務の提供による所得 (広告料、損害保険料、輸送費を除く '課税所得'の項目で箇条書きした(8)に基づく所得)
- 販売促進を目的とした賞金、割引き、その他の特典による所得 ('課税所得'の項目で箇条書きした(8)に基づく所得)

'課税所得'の項目で箇条書きした(8)に基づく広告費用に対する源泉徴収税率を 2%から 1%に引き下げられました。

## 税額控除

タイの会社は、事業所得もしくは受取配当金に対して支払った外国税額を法人税額から控除することができます。外国税額控除は、所得に対して課税されるタイの税額を上限とします。

また、上記の源泉所得税や中間申告納税額も控除することが認められています。

## 国外への支払いにかかる源泉所得税

タイ国内で事業を営まない外国の会社への収益の送金には、源泉所得税が課せられます。

所得の分類による税率：

- 仲介手数料および役務提供料	15%
- ロイヤルティ	15%
- 利子	15%
- 配当金	10%
- キャピタルゲイン	15%
- 資産の賃貸料	15%
- 自由専門業に対する報酬	15%

これらの源泉所得税は、租税条約により減額または免除される可能性があります。

## 租税条約

タイと租税条約を締結している国および各国への支払いにかかる源泉所得税率は、以下の通りです。

受領国	配当(%)	利子(%)	ロイヤルティ(%)※
日本	10	0/10/15 (20)	15
アイルランド	10	10/15 (15)	5/10/15 (17)
アラブ首長国連邦	10	10/15 (1)	15
アルメニア	10	10/15 (1)	15
イスラエル	10	10/15 (1)	5/15 (18)
イタリア	10	0/10/15 (19)	5/15 (3)
インド	10	10	10
インドネシア	10	10/15 (1)	15
ウクライナ	10	0/10/15 (34)	15

受領国	配当(%)	利子(%)	ロイヤルティ(%)※
ウズベキスタン	10	10/15 (1)	15
英 国	10	10/15 (1)	5/15 (3)
エストニア共和国	10	10	8/10 (11)
オーストラリア	10	10/15 (1)	15
オーストリア	10	10/15 (1)	15
オランダ	10	10/15 (1)	5/15 (3)
オマーン	10	10/15 (25)	15
カナダ	10	10/15 (1)	5/15 (6)
韓 国	10	10/15 (15)	5/10/15 (21)
カンボジア	10	10/15 (1)	10 (5)
キプロス	10	10/15 (8)	5/10/15 (9)
クウェート	10	10/15 (1)	15
シンガポール	10	10/15 (15)	5/8/10 (29)
スイス	10	10/15 (1)	5/10/15 (32)
スウェーデン	10	10/15 (1)	15
スペイン	10	10/15 (1)	5/8/15 (31)
スリランカ	10	10/15 (1)	15
スロベニア	10	10/15 (1)	10/15 (30)
セーシェル共和国	10	10/15 (1)	15
台湾	5/10 (33)	10/15 (1)	10
タジキスタン	10	10	5/10 (3)
中華人民共和国	10	10/15 (1)	15
チェコ共和国	10	10/15 (1)	5/10/15 (10)
チリ	10	10/15 (1)	10/15 (7)
デンマーク	10	10/15 (1)	5/15 (3)
ドイツ	10	0/10/15 (14)	5/15 (3)
トルコ	10	10/15 (1)	15

受領国	配当(%)	利子(%)	ロイヤルティ(%)※
ニュージーランド	10	10/15 (15)	10/15 (23)
ネパール	10	10/15 (1)	15
ノルウェー	10	10/15 (1)	5/10/15 (24)
バーレーン	10	10/15 (1)	15
パキスタン	10	10/15 (1)	0/10/15 (26)
ハンガリー	10	10/15 (1)	15
バングラデシュ	10	10/15 (1)	15
フィリピン	10	10/15 (1)	15
フィンランド	10	10/15 (1)	15
フランス	10	3/10/15 (12)	0/5/15 (13)
ブルガリア	10	10/15 (1)	5/15 (4)
米 国	10	10/15 (15)	5/8/15 (35)
ベトナム	10	10/15 (1)	15
ベラルーシ共和国	10	10/15 (2)	15
ベルギー	10	10/15 (1)	5/15 (3)
ポーランド	10	10/15 (1)	0/5/15 (27)
香 港	10	10/15 (15)	5/10/15 (16)
マレーシア	10	10/15 (1)	15
南アフリカ	10	10/15 (1)	15
ミャンマー	10	10	5/10/15 (22)
モーリシャス	10	10/15 (1)	5/15 (4)
ラオス	10	10/15 (1)	15
ルーマニア	10	10/15 (1)	15
ルクセンブルク	10	10/15 (1)	15
ロシア	10	10/15 (28)	15

※ロイヤルティはタイの多くの租税条約において、産業、商業または学術的な設備の使用または使用の権利を含むものとされています（恒久的

施設を有する場合のみ課税される事業所得としては扱われません)。また、「ノウハウ」の移転を含むコンサルタントや専門的業務は、事業所得ではなくロイヤルティとして取り扱われる可能性があります。

- (注) 表の括弧内の数字は、以下の参考番号を示しています。
- (1) 銀行または金融機関(保険会社を含む)に支払われる利子には、10%の税率が適用されます。
- (2) 以下の利子には、10%の税率が適用されます。
- 銀行または金融機関(保険会社を含む)に支払われる利子
  - 設備や機械、サービスの信用販売に基図する債務に対して支払われる利子
- (3) 文学、美術もしくは学術上の著作物の著作権の使用または使用権に支払われるロイヤルティには、5%の税率が適用されます。
- (4) 文学、美術もしくは学術上の著作物(ラジオまたはテレビ放送に使用されるフィルム、テープおよびディスクの使用を除く)の使用または使用権に対して支払われるロイヤルティには、5%の税率が適用されます。
- (5) テクニカルサービスの提供料は 13 条により 10% の源泉徴収税が課せられます。テクニカルサービスには管理、技術またはコンサルティングサービスが含まれます。2017 年 9 月 7 日に署名された覚書の下、タイにおいては管理、技術またはコンサルティングサービスは 12 条(ロイヤルティ)および 13 条に該当しますが、13 条が適用されます。
- (6) 文学、演劇、音楽、もしくは美術上の著作物の著作権の製作もしくは複製に対して支払われるロイヤルティ(映画、フィルム作品、およびテレビに関連して使用されるビデオテープに関するロイヤルティを除く)には、5%の税率が適用されます。
- (7) 文学、美術もしくは学術上の著作物の著作権の使用もしくは使用する権利、または産業、商業もしくは学術上の設備の使用もしくは使用する権利に対して支払われるロイヤルティには、10%の税率が適用されます。
- (8) 以下の利子には、10%の税率が適用されます。
- 銀行または金融機関(保険会社を含む)に支払われる利子
  - 産業、商業もしくは学術上の設備の信用販売に関して支払われる利子
  - 事業者間における商品の信用販売に関して支払われる利子

- (9) 文学、演劇、音楽、美術もしくは学術上の著作物(ソフトウェア、ラジオまたはテレビ放送に使用される映画やフィルムおよびテープを含む)の著作権の使用または使用権に対して支払われるロイヤルティには、5%の税率が適用されます。産業、商業もしくは学術上の設備の使用、ならびに、産業、商業、学術的な経験に関する情報の使用または使用権に対して支払われるロイヤルティには、10%の税率が適用されます。
- (10) 文学、美術もしくは学術上の著作物の著作権(ラジオまたはテレビ放送に使用される映画、フィルムおよびテープを除く)の譲渡、使用または使用権に対して支払われるロイヤルティには、5%の税率が適用されます。特許権、商標権、意匠、模型、図面、機密の数式や工程の譲渡対価に対しては、10%の税率が適用されます。
- (11) 産業、商業もしくは学術上の設備を使用する権利に対して支払われるロイヤルティには 8%の税率が適用されます。上記以外のロイヤルティには 10%の税率が適用されます。
- (12) 公的金融機関が参画し、法定機関または企業に供与される 4 年以上の借入またはクレジットに関する利子に対しては、3%の税率が適用されます。ただし、これらの借入またはクレジットが、設備の売却または産業、商業もしくは学術上の施設や公共事業の調査、据付、提供に関連していることを条件とします。金融機関に支払われる利子に対しては、10%の税率が適用されます。
- (13) フィルムまたはテープに関連して、締結国または国有会社に支払われるロイヤルティには、0%の税率が適用されます。文学、美術もしくは学術上の著作物の著作権の譲渡、使用または使用権に対して支払われるロイヤルティには 5%の税率が適用されます。
- (14) 金融機関(締結国、州、行政区域、地方当局、地方行政、ドイツであれば「ドイツ連邦銀行」または「復興金融公庫」、タイであれば「タイ中央銀行」によって完全所有されている金融機関)に対して支払われる利子には、0%の税率が適用されます。銀行および金融機関(保険会社を含む)に支払われる利子には 10%の税率が適用されます。
- (15) (a) 金融機関(保険会社を含む)に支払われる利子、および、(b) 施設、商品またはサービスの信用販売に基づく債務に対して支払われる利息(独立企業間価格で行われていない場合を除く)には、10%の税率が適用されます。
- (16) 文学、美術もしくは学術上の著作物の著作権の使用または使用

- 権に対して支払われるロイヤルティには、5%の税率が適用されます。特許権、商標権、意匠、模型、図面、機密の数式や工程の使用または使用権に対して支払われるロイヤルティには、10%の税率が適用されます。
- (17) 文学、美術もしくは学術上の著作物(ソフトウェア、ラジオまたはテレビ放送に使用される映画やフィルムおよびテープを含む)の著作権の使用または使用権に対して支払われるロイヤルティには、5%の税率が適用されます。産業、商業、学術上の設備および特許の使用または使用権に対して支払われるロイヤルティには10%の税率が適用されます。
- (18) 文学、美術もしくは学術上の著作物(ラジオまたはテレビ放送に使用される映画、フィルムおよびテープを除く)の著作権の使用または使用権に対して支払われるロイヤルティには5%の税率が適用されます。
- (19) 締結国または行政区域や地方当局によって完全所有されている金融機関に支払われる利子には0%の税率が適用されます。銀行や金融機関(保険会社を含む)に支払われる利子には10%の税率が適用されます。
- (20) 国によって完全所有されている金融機関に支払われる利子には0%の税率が適用されます。銀行や金融機関(保険会社を含む)に支払われる利子には10%の税率が適用されます。
- (21) 文学、美術もしくは学術上の著作物(ソフトウェア、映画、フィルム作品、ラジオまたはテレビ放送に関連して使用されるテープおよびその他の方法による複製物を含む)の著作権の使用または使用権に対して支払われるロイヤルティには5%の税率が適用されます。また、特許権、商標権、模型、図面、機密の数式や工程の使用に対して支払われるロイヤルティには10%の税率が適用されます。
- (22) 文学、美術もしくは学術上の著作物の著作権の使用または使用権には5%の税率が適用されます。また、経営コンサルタントおよび産業、商業または学術上の経験に関する情報の対価に対しては10%の税率が適用されます。
- (23) すべての著作物の著作権の使用または使用権、および産業、商業もしくは学術上の施設の使用または使用権、および映画、フィルム、ビデオテープ、テレビまたはラジオ放送に関連して使用されるその他の方法による記録の使用または使用権、および衛星、ケ

- 一ブル、光ファイバーまたはその他同様の技術によって公共に送信される視覚映像もしくは音声またはその両方の受信あるいは受信する権利およびテレビ、またはラジオ放送に関する使用または衛星、ケーブル、光ファイバーまたはその他同様の技術によって公共に送信されるテレビもしくはラジオ放送、視覚映像もしくは音声またはその両方の使用の権利に対して支払われるロイヤルティには、10%の税率が適用されます。
- (24) 文学、美術もしくは学術上の著作物の著作権の使用または使用権に対して支払われるロイヤルティには、5%の税率が適用されます。産業、商業、もしくは学術上の施設の使用または使用権に対して支払われるロイヤルティには 10%の税率が適用されます。
- (25) (a) 銀行または金融機関(保険会社を含む)に支払われる利子、ならびに、(b) 政府により保証された借入または請求権に対して支払われる利子には、10%の税率が適用されます。
- (26) フィルムまたはテープに関連して、締結国または国有会社に支払われるロイヤルティには、0%の税率が適用されます。文学、美術もしくは学術上の著作物の著作権の譲渡、使用または使用権に対して支払われるロイヤルティには、10%の税率が適用されます。
- (27) テープまたはフィルムに関連して締結国または国有会社に支払われるロイヤルティには、0%の税率が適用されます。文学、美術もしくは学術上の著作物(テレビまたは放送に使用される映画およびテープを除く)の著作権の譲渡、使用または使用権に対して支払われるロイヤルティには、5%の税率が適用されます。
- (28) 以下の受領者に該当し支払われる利子には、10%の税率が適用されます。
- ロシア居住者の場合、銀行業務ライセンスを保有する機関
  - タイ居住者の場合、金融機関(保険会社を含む)
- (29) 文学、美術もしくは学術上の著作物(映画フィルム、ラジオまたはテレビ放送に使用されるフィルム、テープを含む)の著作権の使用料または使用権のロイヤルティには 5%の税率が適用されます。特許権、商標権、意匠、模型、図面、機密の数式および工程の使用料または使用権、ならびに、産業、商業もしくは学術上の施設の使用または使用権に対して支払われるロイヤルティには 8%の税率が適用されます。
- (30) 文学、美術上の著作物(ラジオまたはテレビ放送に関連して使用される動画、生放送、フィルム、テープおよびその他の方法による

複製物を含む)の著作権の使用または使用権、ならびに、産業、商業もしくは学術上の施設の使用または使用権に対して支払われるロイヤルティには、10%の税率が適用されます。

- (31) 文学、演劇、音楽、美術もしくは学術上の著作物の著作権(ラジオまたはテレビ放送に使用される映画、フィルムおよびテープを除く)の使用または使用権に対して支払われるロイヤルティには、5%の税率が適用されます。産業、商業もしくは学術上の施設の使用または使用権のためのファイナンス・リースの対価として支払われるロイヤルティには、8%の税率が適用されます。
- (32) 著作権、美術上もしくは学術上の著作物(ラジオまたはテレビ放送に使用される映画、フィルムおよびテープを除く)の譲渡、使用または使用権に対して支払われるロイヤルティには、5%の税率が適用されます。特許権、商標権、意匠、模型、図面、機密の数式や工程の譲渡に対しては、10%の税率が適用されます。
- (33) 配当金支払い会社の資本を受領者が 25%以上保有する場合には、5%の税率が適用されます。
- (34) 貿易および投資促進のために国が設立し所有している金融機関に対して支払われる利子に対しては 0%の税率が適用されます。銀行や金融機関(保険会社を含む)に支払われる利子には 10%の税率が適用されます。
- (35) 文学、美術もしくは学術上の著作物(ソフトウェア、映画、フィルム作品、ラジオまたはテレビ放送に関連して使用されるテープおよびその他の方法による複製物を含む)の著作権の使用または使用権に対して支払われるロイヤルティには、5%の税率が適用されます。産業、商業もしくは学術上の施設の使用または使用権に対して支払われるロイヤルティには、8%の税率が適用されます。

## 連結納税

連結納税は、タイにおいて認められていません。

## 持株会社

持株会社についての特別の規則はありません。

## 過少資本税制

現時点では過少資本税制についての特別の規則はありません。

## 移転価格税制

移転価格に関する条項が歳入法典に導入され、2019年1月1日以後に開始する事業年度より施行されました。本条項の導入前は、歳入局は法人税の一般規定および移転価格ガイドラインによって、関連者間取引のコンプライアンスを管理していました。移転価格条項ではOECDの独立企業原則に基づき、関連者の定義、移転価格情報の報告義務およびさまざまな開示要求に違反した場合の罰則を規定しています。

### 独立企業原則

移転価格税制は、独立企業原則を採用しています。歳入局担当官は関連者間取引価格が独立企業間価格になるように納税者の収益や費用を修正し、追徴課税、加算税、延滞税を課する権限を有します。また、移転価格の調整の結果、納税不足とされた場合には、みなし配当またはみなし貸付利息のいずれかの形式で、第二次調整も適用されます。

移転価格調査の結果、過大納付とされた場合、納税者は更正通知の受領日から60日以内または税務申告書の法定申告期限から3年内に還付請求をすることができます。

### 比較可能性フレームワーク

独立企業原則の適用は、関連者間取引(関連当事者間で行われる取引)と非関連者間取引(独立企業間で行われる取引)の条件の比較に基づきます。関連者間取引と非関連者間取引の間に、価格および利益に重大な影響を与える差異がない場合、またはそのような差異の影響を排除するために合理的で正確な調整を行うことができる場合、関連者間取引価格は非関連者間取引価格と同等であるとみなされます。

比較可能分析を行う際に考慮すべき5つの比較要素は、(i)契約条件、(ii)取引につき果たす機能、使用した資産、負担するリスク、(iii)棚卸資

産の種類、役務の内容、(iv)経済状況、(v)事業戦略です。

## 移転価格算定方法

移転価格規定では、関連者間取引において独立企業間価格を決定する際の 5 つの移転価格算定方法、すなわち、独立価格比準法、再販売価格基準法、原価基準法、取引単位営業利益法、利益分割法を使用することを推奨しています。

その他の移転価格算定方法は、上記 5 つの推奨される移転価格算定方法が不適切である証明がされた場合にのみ使用できます。その他の方法を採用する場合には、納税者は当該方法を採用する事業年度内に、歳入局長に書面による届出を行う必要があります。また、要請に応じて歳入局担当官に提出するための補足資料も準備しなければなりません。

## ベンチマークング分析

ベンチマークング分析を行う際、内部比較対象取引（納税者が非関連者に対して行う関連者間取引と同一または類似する取引）は、外部比較対象取引（独立企業間における関連者間取引と同一または類似する取引）に優先して検討しなければなりません。

また、移転価格規定の細則では、外部の比較対象企業を用いてベンチマークングを行う際に、タイ国内および国外のデータソースの使用を認めています。しかし、タイ国外の比較対象企業が許容される状況については、更なる詳細とガイダンスの公表が望まれます。

## **関連者の定義**

以下の条件に当てはまる法人および法人格を有するパートナーシップは関連者とみなされます。

- 一方の法人が他方の法人の発行済株式等の 50%以上を直接または間接に保有する関係
- 二つの法人が同一の者によってそれぞれの法人の発行済株式等の 50%以上の株式を直接または間接に保有される場合における当該二つの法人の関係

- 省令に基づき一方の法人が他方の法人と資本、経営の関係を有する場合、または支配をすることで、他方の法人から独立して事業活動を行うことができない場合の当該二つの法人の関係

## 移転価格文書の情報開示要件

年間総収入が 2 億バーツ以上の会社は移転価格に関する報告義務があります。移転価格の情報開示は以下 2 つの段階に分けられます。

- 部分開示 — 納税者は移転価格開示フォームの記入を行い、法人税確定申告のタイミングで歳入局にオンライン提出することが求められます。
- 全部開示 — 紳税者は移転価格文書を作成し、開示フォームの提出後 5 年間保管し、歳入局の要請に応じて提出が求められます。

移転価格の情報開示要件は、2021 年 1 月 1 日以後に開始する事業年度より適用されています。開示が要求される項目は、ローカルファイルに焦点を当てており、OECD 移転価格ガイドラインのローカルファイル要件から大きく逸脱するものではありません。

なお、不完全または不正確な情報の開示により、移転価格文書の報告要件を満たさない場合には、移転価格の情報開示の各段階で最大 20 万バーツの罰金が科されます。

## 国別報告事項 (CbCR)

国別報告事項 (Country-by-Country Report、以下「CbCR」) が、2021 年 1 月 1 日以後に開始した事業年度より導入されました。

年間連結総収入が 280 億バーツ以上である以下の事業体は、CbCR を作成し、オンラインで歳入局に提出しなければなりません。

- タイ の 多国籍企業 (Multinational Enterprise、以下「MNE」) グループの最終親会社等 (例えば、本店所在地がタイにある企業)
- 次のいずれかに該当するタイで事業を営む外国企業
  - MNE グループの最終親会社等の法施行地において CbCR

の提出義務がない

- タイと最終親会社等の法施行地との間で有効な CbCR の適格当局間合意が存在しない
- システム上の問題により、CbCR の自動情報交換ができない

また、歳入局は、一定の要件を満たすことを条件に、外国企業がタイの事業体を代理親会社として指名し、グループに代わり CbCR を提出することを認めています。

CbCR は、タイの多国籍企業グループの最終親会社の場合は、事業年度末から 12 カ月以内、外資系 MNE グループの事業体の場合は、歳入局の要請があってから 60 日以内に提出しなければなりません。

期日までに CbCR を提出しない納税者には最大 2,000 バーツの罰金が科されます。

2022 年 12 月 9 日、タイ政府は CbCR の交換に関する多国間協定 (CbC MCAA) に調印しました。この協定のもとでは、多国籍企業の居住国で収集された CbCR を、MCAA に加盟している他の国・地域との間で自動的に交換することができます。タイ国外に本社を置く多国籍企業の内、CbCR の情報交換が有効化されており、効果的な交換システムが導入されている企業は、現地における CbCR の提出が免除されます。

加えて、タイは CbCR の提出に係る通知が必要であり、CbCR の提出義務を負う多国籍企業のタイにおける代表事業体は、事業年度末から 12 カ月以内に、タイの CbCR ポータルサイトを通じて、CbCR の提出場所を歳入局に通知することが義務付けられています。

## 事前確認制度(APAs)

二国間事前確認制度 (Bilateral Advance Pricing Arrangement) は、通常、5 事業年度を限度として利用が可能です。また、二国間 APA に関するロールバック(遡及適用)も、ロールバック対象期間における状況が APA 申請の対象期間と同一である場合に認められます。

タイで設立された法人およびパートナーシップで、タイと租税条約を締結している国の居住者と関連者間取引を有するものが APA 申請を行う

ことができます。

## 今後見込まれる移転価格の細則

追加の細則により、以下の項目に関する明確化と詳細な実務ガイドスを提供されることが見込まれます。

- 関連者の定義(上記第3項)における「関係」および「支配」の解釈
- ベンチマー킹におけるタイ国外の比較対象企業の使用

## BEPS 防止措置実施条約(The Multilateral Instrument: MLI)

2022年2月9日、タイ政府は BEPS 防止措置条約(the Multilateral Convention to Implement Tax Treaty Related Measures to Prevent Base Erosion and Profit Shifting、以下「MLI」)に署名しました。タイは、2017年より OECD の BEPS の包括的枠組みメンバーとなり、包括的な BEPS パッケージの実施を確約し、以下の4つのミニマムスタンダードを実行することとなりました。

- 行動計画 5:有害税制への対抗
- 行動計画 6:租税条約の濫用防止
- 行動計画 13:多国籍企業の企業情報の文書化
- 行動計画 14:相互協議の効果的実施

財務省はタイに適した条項として、以下を選択しました。

- 第5条:二重課税除去のための規定
- 第6条:租税条約の誤用を防ぐため、前文の文言修正に関する規定
- 第7条:取引の主たる目的に基づく条約の特典の否認に関する規定
- 第12条:問屋契約及びこれに類する方策を通じた恒久的施設の地位の人為的な回避に関する規定
- 第13条:特定の活動に関する除外を利用した恒久的施設の地位の人為的な回避に関する規定
- 第14条:契約の分割による恒久的施設の地位の人為的な回避に

## 関する規定

- 第 15 条:企業と密接に関連する者の定義に関する規定
- 第 16 条および第 17 条:相互協定手続および対応的調整に関する条項の文言を OECD モデル租税条約(2017 年)に準拠するよう改訂

現在、タイは世界 61 力国・地域との間で租税条約を締結しています。そのうち 58 力国・地域に係る租税条約がタイの批准書において「対象租税協定」として選択されており、うち 43 力国・地域が相手国・地域の選択と一致しています。この「対象租税協定」には、オーストラリア、中国、香港、アイルランド、英国、米国との租税条約が含まれますがオランダ、ノルウェー、台湾との租税条約は含まれていません。

## 申告・納税

申告納税制度が採用されています。法人は、期日までに申告書を提出し、それと同時に納税します。

法人の事業年度は、会計期間と同じで、12 力月間でなければなりません。ただし、設立初年度、清算事業年度、あるいは歳入局および商務省事業開発局から事業年度の変更について承認を受けた場合は、12 力月未満とすることも認められています。

法人税は、年 2 回納付します。年間予想利益の 2 分の 1 に基づいて中間納付額を計算し、上半期末から 2 力月以内に法人税の中間申告書を提出しなければなりません。ただし、上場企業、銀行、その他特定の金融機関および法人は上半期の実際利益に基づいて中間納付額を算定します。確定申告書は、事業年度終了後 150 日以内に提出しなければなりません。その際、中間納付額は確定税額から控除されます。

## 加算税、延滞税および不服申立の手続

法人税の申告・納付を怠った納税者は、前述の個人所得税の章で記載されているものと同様の加算税および延滞税が科されます。不服申立の手續も個人所得税と同様となります。



# グローバル・ミニマム 課税制度(ピラー2)

# グローバル・ミニマム課税制度(ピラー2)

## グローバル・ミニマム課税制度(ピラー2)

2021年12月14日、OECD／G20のBEPS包摂枠組みは、グローバル税源浸食防止(GloBE: Global Anti-Base Erosion)ルール(一般的に“ピラー2”ルールと呼ばれる)を公表しました。このルールは、大規模な多国籍企業(MNE)がそれぞれ事業活動を行う国・地域で、最低15%の税金を支払うことを確実にするための協力的な課税制度として創設されました。

ピラー2は2024年1月1日から施行されることを前提に、いくつかの国で国内法として制定されています。ただし、規則の複雑性と継続的な更新により、適用対象となるMNEにとって影響の評価と規則の遵守に向けた準備の上で、いくつかの実務的な課題が生じています。

## タイにおけるピラー2の導入

2023年3月7日、タイ内閣は、ピラー2のグローバル・ミニマム課税制度をタイに導入するための措置を承認し、関連する政府系機関が構すべき措置を以下の通り公表しました。

### 1. BOI

- ターゲット産業における国家競争力強化法(2017年)を改正し、ピラー2の規則に基づき徴収されたトップアップ税の税収を、ターゲット産業における国家競争力強化の基金(以下“基金”)に配分すること。
- 適格投資家に対して、“基金”からの補助金による投資奨励措置を提案し、国家競争力強化政策委員会の承認を得ること。
- ピラー2の規則により生じる、投資奨励法(1977年)に対する影響を緩和するための措置を提案すること。

### 2. 財務省

- トップアップ税を徴収するための、ピラー2の枠組のメカニズムを国内法に取り入れること。

- ピラー2 の規則に基づき徴収された税収の 50~70%を“基金”に配分すること(歳入局と BOI の間で合意される予定)。
- 既にトップアップ税を支払った納税者の関連情報を BOI と共有すること。

2024 年 3 月 1 日、タイ歳入局は、タイにおけるピラー2 のグローバル・ミニマム課税制度に関するトップアップ税法案のパブリック・コメント用のドラフトを公表しました。法案の主要な点は以下の通りです。

## 適用範囲

本法案は、タイに所在し、年間 7 億 5,000 万ユーロ以上またはそれに相当するタイバーツの連結売上高を有する多国籍企業グループに所属する事業体に対して適用されます。

## 課税メカニズム

本法案では、OECD の GloBE ルールに基づくガイダンスに準拠しており、以下の 3 つの課税メカニズムを提示しています。これらは、課税の対象者に適用されます。

### (i) 国内トップアップ税(DTT)

DTT は、タイにおける実効税率(ETR)が 15%未満の場合に、MNE グループに所属するタイの構成事業体に対してトップアップ税を課すものです。

### (ii) 所得合算ルール(IIR)

IIR は、MNE グループのそれぞれの外国・地域の実効税率(ETR)が 15%未満である場合に、最終親会社(UPE)、部分所有親会社(POPE)、および中間親会社(IPE)であるタイの構成事業体に対して、UPE、POPE、および IPE が所有する外国の構成団体のトップアップ税を課すものです。

(iii) 軽課税所得ルール (UTPR)

UTPR は MNE グループが適格国内ミニマムトップアップ税 (QDMTT) または適格 IIR によって徴収されなかつたトップアップ税を有する場合で、当該 UTPR トップアップ税がタイに割り当てられている場合に、タイの構成事業体に対して課されるものです。

## トップアップ税の計算

本法案で提示されているトップアップ税の計算メカニズムは、GloBE ルールに準拠したものとなっています。しかし、純 GloBE 所得または損失および調整対象税額を決定するための詳細な調整方法は明記されていません。これらは追加の省令で補足される予定です。

当該の国・地域のトップアップ税は、以下の計算式に基づいて算出されます。

$$\text{国・地域のトップアップ税} = (A \times B) + C - D$$

(A)は国・地域の超過利益であり、これは純 GloBE 所得から国・地域の実質ベースの所得除外額を差し引いて決定されます。

(B)はトップアップ税率であり、これは国・地域の実効税率(ETR)と最低税率 15%との差から決定されます。

(C)は特定の状況下で定義される追加的なトップアップ税額です。

(D)はその国・地域の適格国内ミニマムトップアップ税 (QDMTT) に基づき支払われた国内トップアップ税です。

## 申告・納税

現時点では、本法案には具体的な施行予定日が記載されていません。しかし、2023 年 3 月 7 日に公表された内閣決議によると、タイは 2025 年 1 月 1 日に本規定を施行する可能性があります。

申告は自己による申告納税方式となります。法案に基づき、対象とな

るタイの納税者は、会計年度終了後 15 ル月以内に以下の申告書を歳入局に提出する必要があります。

- (1) 通知書：構成事業体が所属する MNE グループ、GloBE 情報申告書の提出責任を持つ構成事業体、およびそれらの構成事業体が所在する国・地域を報告するもの
- (2) GloBE 情報申告書
- (3) トップアップ税の申告書および対応するトップアップ税額の支払い

## 加算税および延滞税

トップアップ税の申告を誤った納税者には、不足税額に対して 100% の加算税を課され、無申告の場合には、納税者は不足税額に対して 200% の加算税を課されます。さらに、国内の法人税法に準じて、未払税額や不足税額が生じた場合には、月あたり 1.5% の延滞税が課されます。



# 付加価値税 (VAT)

# 付加価値税(VAT)

## 税制の概要

付加価値税(Value Added Tax、以下「VAT」)は、VAT 登録事業者による物品の供給やサービスの提供、およびタイへの商品輸入に対して課される非累進的で広範な消費税です。

タイ国内取引において、VAT は販売した物品および提供したサービスの合計価額を基準に計算されます。サービスがタイ国内で提供された場合はその消費地によらず、また、国外で提供されたサービスがタイ国内で消費された場合には、税法上、タイでサービスが発生したとみなされます。原則として、登録事業者は、事業に関する物品やサービスの購入で生じたインプット VAT をアウトプット VAT から控除できます。

## 納税義務者

一般的に、個別に免除されていない限り、タイで事業を行う全ての者は、自然人、団体、パートナーシップ、会社、その他の法人など、事業がいかなる形態で行われているかにかかわらず、VAT を支払う義務があります。具体的な VAT の納税義務者として、以下が挙げられます。

- 事業活動あるいは職業的な活動として物品を販売する製造業者、輸入業者、卸売業者、小売業者およびその他の業者
- サービスを提供する者
- タイ国内において物品の販売やサービスの提供を通常の業態とするタイ非居住者のタイにおける代理人

## 登録

年間売上高が 180 万バーツを超える場合、VAT 登録事業者として税務当局に登録しなければなりません。VAT 登録事業者のみ、アウトプット VAT からインプット VAT を控除することができ、またインプット VAT の還付を請求することができます。

## 非課税項目

以下の者および事業活動は、VAT が非課税となります。

- - 年間売上が 180 万バーツ以下の納税義務者
  - 未加工の農産物の販売
  - 農業に関連する物品または製品の販売(肥料、動物用飼料、農薬等)
  - 新聞、雑誌および教科書の販売
  - 動物の販売(生死を問わない)(注 1)
- 公立および私立の学校を含む教育サービス
- 芸術的および文化的サービス
- 医療、監査および法廷弁護サービス
- 公立および私立の病院や診療所における治療サービス
- 調査および学術サービス
- 図書館、博物館、動物園およびアマチュア・スポーツ
- 芸能人のサービス提供(興行物)
- 国内輸送サービス(注 2)
- 國際陸送サービス
- 不動産の賃貸
- 収入総額から経費を控除することなく政府へ送られる政府機関および地方公共団体のサービス
- 宗教活動および慈善活動
- 関税法により輸入関税が免除される関税フリーゾーン(DFZ)へ持ち込まれる輸入品
- 関税法第 4 章により輸入関税が免除されている物品
- 税関で差し押さえられ、国外へ返送された輸入品

注記:

(注 1) 該当する事業は VAT 登録をすることができます。

(注 2) タイ国内での航空機や船舶による国内輸送事業または燃料油のパイプ輸送事業は VAT 登録をすることができます。船舶による国内輸送事業には、タイ国内における海と河川間の輸送を含みます。

## 税率

- VAT の標準税率は 10%ですが、政府は減税する権限を有しています。ここ数年の税率は 7%に引き下げられており、現在、2025 年 9 月 30 日までは有効です。
- 以下の特定の項目には、0%の税率が適用されます。
  - 輸出品
  - タイ国内で提供されたが、その全部または一部が国外で使用されるサービス
  - 航空機または船舶による国際輸送
  - 外国援助プログラムにより、政府機関および国営企業へ販売／提供される物品／サービス
  - 国際連合、国連専門機関および大使館や領事館へ販売／提供される物品／サービス
  - 保税倉庫間、関税フリーゾーン内に立地している企業間、および両者間で販売／提供される物品／サービス

## 税額計算

VAT 登録事業者は、物品の販売あるいはサービスの提供に際し、VAT を課さなければなりません。これをアウトプット VAT と呼んでいます。一方、物品やサービスを購入した際に VAT 登録事業者によって支払われた VAT は、インプット VAT と呼ばれています。納税額の計算に際して、インプット VAT はアウトプット VAT より控除できます。

$$\text{VAT 納税額} = \text{アウトプット VAT} - \text{インプット VAT}$$

アウトプット VAT がインプット VAT を超える場合、その差額を歳入局へ納付しなければなりません。逆に、インプット VAT がアウトプット VAT を超える場合、還付を選択するかあるいは翌月以降のアウトプット VAT からの控除を選択することができます。

## VAT のリバースチャージ

非居住者がタイ国内で商品やサービスを一時的に提供する場合やタイ国内で消費されるサービスを国外で提供する場合、タイ国内の支払者が支払いを行った月の翌月の 7 日までに VAT を納税する義務があります。納税した VAT はインプット VAT とみなされ、その他のインプット VAT と同様の取り扱いをされます。

## タックス・インボイス

VAT 登録事業者は、物品またはサービスの売上金額と VAT の金額を記載したタックス・インボイスを発行することが要求されています。タックス・インボイスは、法律に従い、全ての必要項目が記載されなければなりません。記載内容が不十分であったり、不正確であったりした場合、支払ったインプット VAT を控除または還付できない場合があります。

## 海外のデジタルサービスプロバイダー

タイ非居住者である電子的サービスプロバイダーおよび電子的プラットフォーム運営者が、VAT 登録をしていないタイの顧客に電子的サービスを提供することにより、年間 180 万バーツ以上の収益を得る場合は、VAT 登録、VAT 申告書の提出、および歳入局のオンラインシステムを通じたアウトプット VAT(いかなるインプット VAT も控除していないもの)の納税をしなければなりません。

上記納税者は、タックス・インボイスの発行およびインプット VAT 報告書の作成は求められません。

電子的サービスとは、インターネット・ネットワークまたはその他の電子ネットワークを介して提供される無形資産を含むサービスの内、サービスの性質が実質的に自動化されており、情報技術なしではサービスを提供できないものを指します。(例:オンラインゲーム、モバイルアプリケーション、オンライン広告等)

オンラインチャネルを通じてタイで販売される輸入商品は対象に含ま

れません。

電子的プラットフォームは、数多くのサービスプロバイダーがサービス受領者に対し電子サービスを提供するために使用する市場、チャネル、もしくはその他のプロセスを意味します。

VAT の納税義務は、サービスの対価を受領した時点で発生します。

電子的サービスにおいてその他に考慮すべき点を以下に記します。

- 恒久的施設(PE) : 非居住者の電子的サービスプロバイダーおよび電子的プラットフォームの VAT 登録は、タイで PE を構成または保有するための決定要因ではありません。
- 電子的サービスがタイで使用されているかの判断基準: 電子的サービスプロバイダー、または電子的プラットフォームは、通常の業務過程で取得する顧客情報に基づいて、サービスの使用場所を判定するものとします。この情報には、次のいずれかが含まれます。
  - 支払い情報(例: クレジットカード、銀行口座の詳細情報)
  - 居住情報(例: 住所、請求先住所)
  - アクセス情報(例: 携帯電話の SIM カードの国番号、IP アドレス)

## 申告・納税

### 申告書

VAT 登録事業者は、毎月、税金の発生した月の翌月 15 日までに VAT を申告・納税することが義務付けられています。

### 文書および記録

受取ったタックス・インボイスと発行したタックス・インボイスの控えは、関係書類や記録とともに保管しておく必要があります。例えば、会計帳簿と製品と原材料の管理簿は、VAT 登録事業者の事務所内に常時保管されていなければなりません。

## 加算税および延滞税

- VAT 登録を怠った場合、または、VAT 登録を抹消後事業を継続していた場合、本来納付すべき VAT の 200%(最低でも 1,000 バーツ／月)が加算税として課されます。
- 期日までに VAT の申告を怠った場合、本来納付すべき VAT の 200%が加算税として課されます。
- VAT 申告書に税額計算の誤りがあった場合、納付不足額の 100%が加算税として課されます。
- VAT 申告書にアウトプット VAT またはインプット VAT の金額に誤りがあった場合、アウトプット VAT の不足額またはインプット VAT の過大額の 100%が加算税として課されます。
- 購入者に対するタックス・インボイスの発行を怠った場合、本来納付すべき VAT の 200%が加算税として課されます。
- 必要な報告書の作成を怠った場合、本来納付すべき VAT の 200%が加算税として課されます。
- 上記加算税に加え、納付不足額に対し、1 力月につき 1.5%の延滞税が課されます。ただし、延滞税は、未払税額が上限とされます。

# 特定事業稅

# 特定事業税

金融業を中心とした特定の事業については、付加価値の算定が困難なため、VATと並行して代替税が課されます。特定事業税(Specific Business Tax、以下「SBT」)は、総収入に固定税率を乗じて算定されます。

## 納税義務者

課税対象事業を行う以下の者は、特定事業税納税者として登録する必要があります。

- 自然人(法人格のない団体を含む)
- 法人
- 政府機関や組合

## 課税対象事業と税率

• 商業銀行業務、ファイナンス、クレジットフォンシエ業務	3.0%※1
• 生命保険	2.5%
• 賃業	2.5%
• 不動産販売	3.0%
• タイ証券取引所における証券の販売	0.1%※2
• 商業銀行に類似する業務	3.0%

※1 特定の銀行業務収入については 3%から 0.01%へ減税されます。

※2 現在は、免税となっています。

特定事業税の税率に地方税として 10%が上乗せされ、課税されます。

タイ農産物先物取引所(AFET)において関連法に基づき行われる農産物の先物取引、およびタイ先物取引所(TFEX)において関連法に基づき行われるデリバティブ取引については、特定事業税が免除されます。

## 申告・納税

特定事業税の課税対象事業者は、毎月、税金の発生した月の翌月15日までに SBTを申告・納税することが義務付けられています。

## 加算税および延滞税

- 納税者登録を怠った場合、納税額の 200%が加算税として課されます。
- 毎月の申告を怠った場合、その月の納税額の 200%が加算税として課されます。
- 每月の申告において誤謬や納税不足があった場合、その月の納税不足額の 100%が加算税として課されます。
- 納付不足額に対し、1 カ月につき 1.5%の延滞税が課されます。ただし、延滞税は、未払税額の額が上限とされます。



# 印紙稅

# 印紙税

## 税制の概要

歳入法典に規定されている 28 項目の文書や証書の作成に際しては、印紙税が課せられます。

## 税率

税率は、文書や証書の種類によって異なります。税率はリースや請負契約書では 1,000 パーツの価値につき 1 パーツ、商業関係の書類や他の書類の場合は、一定額が課されます。印紙税は、税率表に基づいて適切に貼付されなければなりません。

## 課税対象となる文書と証書

- 契約書／同意書
  - 土地または建物の賃貸
  - 割賦購入
  - 請負
  - 金銭消費貸借、当座借越
  - パートナーシップ
- 金融／商業関係書類
  - 株式／社債の譲渡
  - 為替手形
  - 約束手形
  - 船荷証券
  - 株券／社債券
  - 小切手／トラベラーズチェック
  - 信用状
  - 銀行預金利息の領収書
  - 運送物品受領書
  - 保証契約書
  - 質権設定

- 倉荷証券
- 引渡指図書
- 代理／委任状
- 原本の副本
- 仲裁人による裁定書面
- 株式会社の基本定款／付属定款
- 議決権行使に係る委任状
- 保険証書
- 登記を要する不動産の譲渡、権利設定に関する領収書
- 車両の販売や分割購入に関する領収書

## 納付および加算税

ほとんどの場合、証書に記載された対価の受領人が印紙税を納税する義務を負います。印紙税は書類に貼付し、消印をすることで納税されます。しかし、特定の文書については、歳入局へ直接現金で納税することが必要です。特定の文書には例えば以下が含まれます。

- 契約金額が 100 万バーツ以上の土地、建物、その他の建築物、浮遊ラフトの賃貸契約
- 報酬額が 100 万バーツ以上の請負契約

印紙税は、タイで契約が締結されてから 15 日以内に歳入局に納税しなければなりません。ただし、金融機関や保険会社等、特定の納税者については、月 2 回の納税が求められます。すなわち、毎月 1 日から 15 日までに作成された文書分についてを 22 日に、16 日から月末までに作成された文書分について翌 7 日までに納税する必要があります。

また、印紙税の対象となる電子課税文書のほとんどは、インターネットを通じ現金で納税することが義務付けられています。この場合、インターネットによる印紙税申告および納税は、課税文書が締結されてから 15 日以内に行う事ができます。

なお、2022 年 8 月 19 日から 2025 年 12 月 31 日の間に締結されたこれらの電子課税文書については、代替の印紙税申告方法が認められており、所轄の歳入局にて、現金で納税することができます。

さらに、2022年8月19日から2025年12月31日の間に作成された上記の証書は、印紙税をインターネットを通じて納付することが認められます。

納付、貼付漏れには 200%から 600%の加算税が課されます。また、印紙が適切に貼付されていない文書や証書は、民事訴訟の際に証拠として認められません。



海关

# 関税

## 税制の概要

関税は、関税法と関税率布告により、輸入と特定の輸出に課せられます。輸入品の区分は、「商品の名称および分類についての統一システム（いわゆる Harmonized System）」に準拠します。タイは、2022年1月1日より、2022年版HSコードに基づく ASEAN 統一コード(AHTN)を採用しています。

課税方法は、従量と従価のうち、いずれか高い方に基づき、0%から80%の税率で課せられます。関税定率法で例外的に規定された特定品目については、輸入関税の免除が認められています。関税の優遇措置は、タイと自由貿易協定(FTA)を締結している国から輸入される物品に適用されます。

現在、タイと自由貿易協定を締結している国は以下のとおりです。

- 日本
- ASEAN 諸国(シンガポール、ベトナム、マレーシア、インドネシア、フィリピン、カンボジア、ラオス、ミャンマー、ブルネイ)
- 地域的な包括的経済連携協定(RCEP – ASEAN 加盟国に加え、中国、韓国、日本、オーストラリア、ニュージーランドを含む)
- インド
- オーストラリア
- チリ
- ニュージーランド
- ペルー

また、ASEAN 加盟国として、以下の国とも特恵貿易協定を締結しています。

- 日本
- インド
- オーストラリアおよびニュージーランド
- 韓国

- 中国
- 香港

一般的に輸入品の価格は CIF 価格(運賃・保険料込み価格)、輸出品の価格は FOB 価格(本船渡し価格)に基づき決定されます。

タイは、世界貿易機関(WTO)の関税評価協定を実行しており、原則的に、関税評価は「取引価格」、すなわち、物品が輸出販売された際に実際に支払われたまたは支払われるべき価格に基づきます。このため、関税評価上、輸入物品の価値を構成するにも係わらず取引価格に含まれていない要素や取引価格から控除すべき要素(例えば、輸入後の国内運送費用、輸入に関連する税金および関税等)の調整を必要とします。

ここで調整すべき要素には、輸入品の購入条件として買手が支払う輸入貨物に関連するロイヤルティ・ライセンス料、輸入貨物の再販売により得られる収益で売手に帰属すべきもの、買手によって提供された物品またはサービスの価格(輸入品に係るデザイン・開発費等)などが含まれます。申告価格が明らかに低すぎる場合、あるいは、虚偽申告であると判断された場合、関税局は、それらの物品の価格に異議を唱える権限を有します。

## 税関の手続き

タイに到着した貨物は、その輸送方法に係わらず、他国における場合と同様の税関手続きをとります。輸入者は、「e-Customs システム」を通じて、輸入申告書に加え、船荷証券、インボイス、パッキング・リストを提出しなければなりません。

輸入貨物に対しては船舶の入港時点で関税が発生します。輸入貨物は、輸入申告書が提出されない場合は 45 日まで、輸入申告書が提出される場合は 60 日まで保税蔵置場で保管されます。陸揚げ作業料や保管料は、物品の引渡し前に支払わなければなりません。

## 関税の優遇制度

タイには以下のような関税の優遇制度があり、それぞれ条件や恩典が定められています。

- 関税および税金の補償(タックスクーポン)
- 輸出製品に使用される輸入原材料に対する関税の払い戻し
- 再輸出品に対する関税の払い戻し
- フリーゾーン(関税法またはタイ工業団地公社法に基づく区域)
- 製造用保税倉庫
- 一般保税倉庫
- BOIによる優遇措置
- 自由貿易協定(FTA)に基づく特恵関税

## 違反と罰則

法律上、関税法の違反は刑事罰の対象となります。実務上は、未納付額および罰金の支払いに限定される場合がほとんどです。違反には税関手続きの不遵守や誤申告などが含まれますが、密輸や脱税は重大な違反とみなされます。罰則は、関税法の関連規定の中で定められています。関税局と違反者の合意により解決する場合(すなわち、起訴の免除)、関税局長官の定める裁定基準に基づき罰金額が決定されます。現在、一般的な罰金額は未納付額の 50%から 200%であり、VAT 加算税も関税罰金額に応じて計算されます。また、関税および VAT に対する延滞税(未納付額を上限とする)も同様に課せられます。

輸入ライセンスの不備については、輸入品の没収または輸入品の価額に基づく罰金が決済基準となります。密輸行為に対しては、物品の価額に乗数を掛けた金額に基づき罰金が科されます。



# 物品税

# 物品税

## 税制の概要

物品税は、消費税の一種で、嗜好品と考えられる特定のサービスや物品(国産品か輸入品かは問わない)の販売に対して課されます。国産品の場合は出荷時に、輸入品の場合は輸入時に納税義務が生じます。

物品税は、従価税(希望小売価格ベース)または従量税(数量・重量ベース)もしくはその両方で設定されます。以下のとおり、物品税の計算式は、課税対象品目によって異なります。

- 自動車、二輪車、化粧品:(希望小売価格 × 従価税率)
- 石油製品:(従量税率 × 重量)
- ノンアルコール飲料、タバコ製品:(希望小売価格 × 従価税率)+(従量税率 × 数量)
- アルコール飲料:(希望小売価格 × 従価税率)+(従量税率 × 重量 × 純アルコール度)

## 課税対象の物品およびサービス

対象物品・サービス	従価税率(%)	従量税率(%)
石油および石油製品	0	リットルまたは キログラムあたり 0 - 6.5 パーツ
一部のノンアルコール飲料	0 - 14	リットルあたり 0 - 44 パーツ
一部の電化製品	0	-
バッテリー	0 - 8	-
クリスタルガラス製品	0	-
自動車	0 - 40	-
二輪車	0 - 20	-
ポート	0	-
香水および化粧品	0 - 8	-

毛織の絨毯	0	-
大理石・花崗岩	0	-
オゾン層破壊物質(CFC)	0 - 30	-
アルコール飲料	0 - 22	リットルあたりの 純アルコール度 数により 0 - 1,500 パーツ
タバコ製品	0 - 42	1本または グラムあたり 0.005 - 1.25 パ ーツ
トランプ	0	100 枚あたり 2 - 30 パーツ
娯楽サービス	0 - 10	-
競馬場、レース場、宝くじ	0 - 20	-
ゴルフ場	0 - 10	-
通信サービス	0	-

物品税に加えて、物品税の 10% の内国税が課せられます。タバコやアルコール飲料などの一部の物品に対しては健康税や公共放送サービス税(TPBS Tax、TV Tax)が課される場合があります。

対象品目の生産者は、工場や保税倉庫からの出荷に先立ち申告書を提出し、物品税を納税しなければなりません。ただし、出荷前に VAT の納税義務が生じる場合は、当該月の翌月 15 日までの申告納付が要求されます。



# 石油税

# 石油税

## 税制の概要

国外の石油会社はコンセッション制、サービス契約、生産分与契約に基づきタイで探鉱や開発を行うことが許可されています。

石油所得税法(PITA)に基づき、石油事業から得た所得に対しては、認可石油会社と生産分与契約者に石油税が課されます。サービス契約を結んでいる石油会社は、PITAではなく、歳入法典の下で課税されます。

PITAに基づき課税される企業は、歳入法典などその他の法律による税金や関税が免除されますが、PITAに基づき課税対象となる所得にかかる税金や関税、または石油所得を原資とする配当金にかかる税金を納付していることが条件となります。

## 課税所得

割当を付与された石油会社は、石油事業による年間純利益(鉱業権の譲渡や石油事業に付随する活動から生じた利益を含む)に対して50%の石油税を課されます。「通常必要な」事業経費に加え、資本的支出に対する減価償却費、ロイヤルティなども税額計算上、控除できます。支払利息を含む特定の支出については、控除が認められません。

生産分与を行う者は、石油事業から生じた年間純利益(使用料、アニュイティ、その他経常利益の利権の譲渡利益を含む)に対して、20%の石油税が課税されます。

## 機能通貨

PITAの対象となる石油会社(生産物分与契約(PSC)を締結した企業を含む)は、会計帳簿と会計記録を、歳入局長官の承認の下、外貨建機能通貨ならびに外国語で記録することができます。機能通貨として外貨を用いる場合、PITAの課税対象となる収益は当該機能通貨によって計算

する必要があります。

## 申告・納税

納税義務者は、決算日から 5 カ月以内に所轄税務署に確定申告書を提出しなければなりません。PITA 1 制度の対象となる会社以外のすべての石油会社は、半期の納税申告書を提出しなければなりません。

## 加算税および延滞税

申告が不正確だった場合、また、期日までに申告を行わなかった場合、加算税および延滞税が課せられます。ただし、脱税の意図がないと歳入局が判断した場合、加算税および延滞税が減免されることがあります。

会計帳簿と会計記録が、外貨建機能通貨によって作成される場合、歳入局はその機能通貨によって、税金、加算税、延滞金を算出します。



# 地方税

# 地方税

## 税制の概要

タイは、77の県で構成され、それぞれの県は地方自治体によって管理されています。パタヤやバンコクなどの行政区では、土地建物税、および看板税の2つの主要な地方税を課しています。

## 土地建物税

課税対象者は以下の通りです。

- 土地もしくは建物を所有している個人または法人
- 国の土地もしくは建物を所有または使用している個人または法人
- 納税者に代わって建物税を支払う義務がある者(例:執行者、相続人、法定代理人、管理人、法定後見人、法人の代表者、清算人、または課税対象となる財産の共同所有者)

国籍に関係なく1月1日時点において、土地もしくは建物を所有する個人または法人は、その年における土地建物税を支払う義務があります。土地と建物が別々の者によって所有されている場合、所有者それぞれが所有する財産に対して課される土地建物税を支払う義務があります。

土地建物税の対象となる物件は以下の通りです。

- 山地および水辺を含む土地
- 人が居住もしくは使用することができる建物、商品の保管のために使用することができる建物、または、産業活動および商業活動のために使用することができる建物
- コンドミニアム(コンドミニアムに関する法律に基づき権利証書が発行されているコンドミニアム)
- いかだ(人が居住または利益を生むために使用することができるもの)

土地建物税が免除される物件は以下の通りです。

- 国もしくは政府機関が自ら使用する目的または公共目的で所有している物件で、利益獲得目的で使用されていないもの
- 大使館、領事館、国連、国連専門機関またはその他の国際機関が所在している物件
- タイ赤十字社の物件
- 宗教的目的のために使用される物件で、利益獲得目的では使用されていないもの
- 公共火葬場で利益獲得目的では使用されないもの
- 財務大臣が定めるところにより、財団または慈善団体に属する物件で、利益獲得目的で使用されていないもの
- 財務省によって規定された基準に従い、公的目的のために政府によって使用されることが許可されている私有財産
- コンドミニアムの所有者が有している共同使用のための財産
- 土地配分法に基づく、公益事業のための土地
- 工業団地管理法に基づく、公益事業のための土地
- 省令で規定されているその他の財産

## 課税標準および税率

課税標準は、土地、建物またはコンドミニアムユニットの評価額（土地法の下、税徵収に用いられる評価額）となります。実際の納税額は、土地建物の評価額から土地建物税が免除される部分（以下参照）を控除した金額に税率を乗じた額になります。

法定最高税率は、使用目的に応じて 0.15% から 3% の範囲となります。実際に適用される税率は、勅令により公表されます。さらに、地方自治体当局は、区域内にある土地建物について、法定最高税率を超えない範囲において、勅令で交付された税率よりも高い税率を規定する権限が与えられます。

以下に述べる土地および建物は、50% または 90% の減税が適用されます。

## 50% 減税対象物件

- 2019年3月13日以前に所有者が購入または相続により取得し、法律に基づきその権利が登録されている建物、建設物、またはコンドミニアムで、個人(自然人)または家屋登記簿に名前が記載されている居住者により、居住用に使用されるもの
- 発電所および発電所が所在する土地(発電所に接する土地その他の建物を含む)
- 発電用ダムおよび当該ダムに接する区域

### 90%減税対象物件

- 勅令により定められた機関(金融機関や資産運用会社等)が保有する差し押さえ不動産で、5年未満のもの
- 土地割当の認可を受けた日から起算し3年以内の開発中の住宅事業または工業事業
- 建設許可を受けた日から起算し3年以内のコンドミニアム開発に係る土地または建設工事
- 開発の認可を受けた日から起算し3年以内の開発中の工業団地
- 2019年3月13日以降2年間売れ残っている、土地開発法、コンドミニアム法またはタイ工業団地公社法に基づく許可を受けた開発用の土地および建物
- 高等教育機関のための土地または建物
- 私立学校(例えば、法律に基づく正式な学校、宗教学校およびモスクを拠点とするイスラム教育センター)のための土地または建物
- スポーツ競技場、動物園、テーマパーク、タイ都市鉄道公団(MRTA)の駐車施設、公共バスの駐車場などの一般公益のために使用される土地または建物
- 空港の滑走路、誘導路および旅客乗降用エプロン
- 道路、高架道路、コンセッションによる高速道路

土地や建物がさまざまな目的で使用される場合、地方自治体当局は、財務省および内務省によって設定された基準と方法に従って、使用目的の割合に基づいて土地建物税を徴収します。

地方自治体は、省令に定められた基準と方法に従って、毎年2月1日までに、土地と建物の評価額、適用税率および税金の徴収に必要なその他の詳細を、公表する必要があります。

## 免税

農業活動のために地方自治体地域の土地または建物を所有する個人については、その価値が 5 千万バーツ以下の場合、土地建物税が免除されます。

個人が 5 千万バーツ以下の価値の居住用の土地および建物を所有し、かつ、その年の 1 月 1 日において、その名前が住宅登記簿に記載されている場合にはその土地および建物に対する土地建物税が免除されます。ただし、個人が居住用の建物のみを所有している場合であっても、その価値が 1 千万バーツ以下で、かつ、その年の 1 月 1 日においてその名前が住宅登録簿に記載されている場合には、その建物に対する土地建物税が免除されます。

## 賦課決定と納税

土地建物税は、暦歴により課され、地方自治体が毎年 2 月末までに納税者に賦課決定通知書を送付するいわゆる賦課課税方式の税金に分類されます。納税者は通知書に基づき、毎年 4 月末までに納税しなければなりません。

2024 年においては、内務省が本法律の施行期間を延長しました。賦課決定通知書は 2024 年 4 月末までに送付され、納税者は 2024 年 6 月までに納税しなければなりません。

## 看板税

看板税は、広告あるいは商品や事業についての情報提供を目的として、その名称、商標、製品を掲示した看板や広告板に課せられます。

看板税は、看板の所有者に対して課され、税率は看板の大きさと記載されている言語によって異なります。現在は軽減税率が適用されており、タイ語のみが記載されている場合は 500 cm<sup>2</sup>につき 5-10 バーツ、タイ語と外国語が併記されている場合は 500 cm<sup>2</sup>につき 26-52 バーツ、外国語のみ、または外国語の下にタイ語の記載がある場合は 500 cm<sup>2</sup>につき 50-52 バーツが課せられます。

以下の看板については、看板税は免除されます。

- 公有地または公的組織の敷地内にあるもの
- 私立学校の敷地内にあるもの
- 宗教団体、慈善組織に係わるもの
- 一時的な博覧会でその敷地内に建てられたもの
- 上映の宣伝を目的として劇場や映画館に掲示されたもの
- 製品または容器に記載されたもの
- 事務所内部のもの
- 農産物の広告
- 自動車、人、動物に掲示されたもの

看板の所有者は毎年 3 月に申告書を提出し、査定通知の日から 15 日以内に納税しなければなりません。

申告書の提出を怠った場合、納税額の 10%が加算税として課されます。

納税を怠った場合、納付不足額に対し、1 カ月につき 2%の延滞税が課されます。なお、未納税額を徴収するため、管轄当局が資産を押収し、売却する場合があります。



# 相続税

# 相続税

個人および法人が遺産を相続した場合、相続税が課されます。相続税の対象となる個人は、以下のとおりです。

- タイ国籍の個人
- タイ国籍者以外で入国管理法によりタイの居住者である個人
- タイ国籍者以外でタイに所在する資産の相続を受ける個人

相続税の対象となる法人は、タイで登記されている法人、またはタイ国籍者が 50%以上を保有および支配している法人です。

遺産の相続人は、被相続人の数および相続財産の取得回数を問わず、相続額が合計で 1 億バーツを超えた部分についてのみ、相続税が課されます。

相続税率は、相続人が被相続人の直系尊属または直系卑属である場合は 5%、それ以外の場合は 10%です。相続税は、遺産を取得した日から 150 日以内に申告納付しなければなりません。また、被相続人の配偶者が受取る相続財産は非課税です。

相続税の対象となる財産は、不動産、証券取引法に定める有価証券、銀行預金、その他被相続人が金融機関または所有者に請求できる金銭、登録済みの車両、また勅令で定められたその他の金融資産が含まれます。

# 優遇税制

## 優遇税制

### 投資委員会(Board of Investment: BOI)

1977 年の投資奨励法、2017 年の改正投資奨励法 No.4 および特定産業競争力強化法 2017 年の下、投資委員会(Board of Investment、以下「BOI」)は、条件を満たした投資事業に対し、優遇措置や恩典を与える権利を有しています。BOI の投資奨励法の投資奨励を受けることができるのは、タイの法律に基づき設立された株式会社、財団および協会に限定されます。特定産業競争力強化法上の投資奨励を受けることができるのは、株式会社に限定されます。

外国人の株式所有にかかる規制を緩和するとともに、投資家の投資意欲を促進するため、BOI は次のような判断基準を設けています。

- (1) 外国人事業法(1999 年)のカテゴリー 1 に分類される農業、畜産、漁業、鉱物探査、鉱業およびサービス事業については登録資本金の少なくとも 51% 以上がタイ国籍者に保持されていることが条件となります。
- (2) 製造業を行う事業に関しては、外国人投資家がその奨励事業の過半数または全ての株式を所有することができます。
- (3) BOI が妥当と判断した場合には、奨励事業に関する外国人投資家の株式所有について所有割合を定めることができます。

改正投資奨励法 No.4 では、最大 13 年の法人税免除期間が付与されます。また、特定産業競争力強化法では、最大 15 年まで法人税免除期間が付与されます。さらに、先進技術やイノベーションの促進、研究開発といった高付加価値産業への投資の誘致を目的とした、100 億バーツの基金が設立されます。

しかし、投資奨励法と特定産業競争力強化法の両方に申請を出すことは認められていないため、どちらかを選択することになります。

BOI は、二つの法律の下、税制上の恩典および非税制上の恩典とともに、事業の性質、重要性、所在地、およびその他の基準に応じて、さまざまな保証や保護を与えています。

BOIは、投資促進法の下で、免除額の上限なしで法人税が最大 13 年間免除されるコアテクノロジーを対象とした活動を指定しました。また、免除額の上限なしで法人税が最大 8 年間免除されるその他の適格な活動も指定しています。

対象となるコアテクノロジーは次の通りです。

- バイオテクノロジー
- ナノテクノロジー
- 高度マテリアルテクノロジー
- 先進電子部品(例:ウェハー(半導体製造における主要部品)の製造)

その他の適格な活動は次の通りです。

- BGG 産業
- 自動車産業や電子産業などの先端製造業
- 鉄銅、化学、公共施設産業などの基礎および支援産業
- クリエイティブ、デジタル、および高付加価値サービス(例:ソフトウェア開発、物流産業等)

以下は、投資者に対して与えられる税制上の恩典です。

- 輸入機械に対する輸入関税の減免
- 輸出を目的とする製品の製造に使用する輸入原材料および素材に対する輸入関税の免除
- タイ国内販売を目的とする製品の製造に使用する輸入原材料または素材に対する輸入関税を最大 90%まで軽減。ただし、これらの原材料および重要材料は、奨励対象事業に使用するために十分な量で、品の質的に同等な材料をタイ国内で生産または調達できない場合に限る。
- 研究開発に使用する原材料に対する輸入関税の免除
- 奨励プロジェクトの内容、所在地、および適用する法律に基づき、最高 15 年まで法人税の免除(土地代および運転資金を除く投資額を上限とする。但し、特定の条件を満たす場合は上限なし)
- 法人税の免除恩典が終了した日より最大 5 年間の法人税率 50%

### 減免

- 法人税の免税期間中、および免税期間終了後6カ月後までの期間において、その免税事業の所得から支払われた配当金に対する免税
- 特定の場所もしくは地域に対する投資促進を目的とした奨励プロジェクトからの収入が発生した最初の日より10年間、輸送費、電気料金、水道料金の二重控除
- 特定の場所もしくは地域に対する投資促進を目的に、通常の減価償却に加えて、インフラの設置または建設費の25%を追加控除（奨励プロジェクトからの収入が発生した最初の日より10年以内であれば、複数年度に分割して控除可能）

投資促進法のもと、タイ全体、あるいは産業にとって有益と考えられる投資を促進するため、事業の価値に基づく追加恩典（メリット恩典）が以下の通りに与えられます。

### 地方分散化についてのメリット恩典

産業の地方分散を促進するため20県の一人当たり所得が相対的に低い県に立地する法人には追加で以下の恩典が付与されます。

- 3年間の法人税免除期間の追加。但し、免除期間は13年間を上限とし、既に8年間の免除期間が付与されている場合は、免除期間終了後、5年間の法人税50%減免。法人税の免除が付与されていない一部のプロジェクトについては、最初に所得を得た日から3年間の法人税免除
- 奨励プロジェクトからの収入が発生した最初の日より10年間、輸送費、電気料金、水道料金の二重控除
- 通常の減価償却に加えて、インフラの設置または建設費の25%を費用控除（奨励プロジェクトからの収入が発生した最初の日より10年以内であれば、複数年度に分割して控除可能）

### 研究開発についてのメリット恩典

BOIは研究開発や従業員への高度なトレーニング、タイ国内サプライヤーの開発などとして認められた費用について、300%を上限に法人税

免除額を追加するとともに、最大 3 年の追加免税期間を認めています。  
(但し合計免税期間は 13 年を上限とする)

## 産業地区開発についてのメリット恩典

BOI は工業団地および奨励産業ゾーンに立地し、既に税制上の恩典を受けて活動を行う事業に対し、追加で 1 年の法人税免除を認めています。ただし、13 年間の法人所得税控除を上限なく受けることができる主要のターゲット活動を除き、合計免税期間は 8 年を上限とします。

## その他優遇、保証、保護措置

奨励企業には、税制上の優遇措置以外に、さまざまな許可が与えられます。これには、事前調査に従事する外国人や奨励プロジェクトに従事する外国人技術者・専門家への労働許可、奨励事業を行うための土地の所有、外貨送金などが含まれます。

BOI は、奨励事業を国営化しないこと、奨励事業と競合する新規の国営事業を行わないこと、奨励事業が生産する製品と同種の製品を国家専売しないこと、価格統制をしないこと、政府機関や国営事業が奨励事業と同種の製品を免税輸入しないことを保証しています。

保護措置として、競合製品に対する輸入課徴金の導入や輸入禁止などの他、BOI 長官には、関係官庁に対する奨励事業への援助や課税是正などを命令する権限が付与されています。

## タイ工業団地公社(Industrial Estate Authority of Thailand: IEAT)のフリーゾーン

IEAT 法の下で設置されているフリーゾーンの入居資格としては、タイの経済発展、国家の安全保障、公共の福利、環境管理やその他 IEAT 委員会で規定される目的に適合し、タイに便益をもたらす工業、商業活動、および他の関連事業でなければなりません。また、海外からフリーゾーンへ輸入される、もしくは国内から搬入される物品に係る租税(輸入関税、VAT、物品税等)は特別な恩典に基づき減免されます。

IEAT フリーゾーン内の事業者は、以下のような恩典を与えられます。

- 製品の生産や事業に不可欠な機械、設備、器具、備品(部品を含む)および IEAT フリーゾーン内の工場や建物の建設、組立、設置に使用される材料は、輸入関税、VAT および物品税が免除されます。ただし、消費財や自動車は、免税になりません。
- 製品の生産あるいは販売を目的として輸入し、IEAT フリーゾーンに搬入した原材料は、輸入関税、VAT および物品税が免除されます。製品を生産するために IEAT フリーゾーンに搬入され免税となる原材料には、他の IEAT フリーゾーン(同一フリーゾーン内および別フリーゾーン内)から搬入された物品、輸出のために BOI から奨励を受けた事業者から搬入された物品、保税倉庫から搬入された物品、銀行保証の差し入れにより輸入し、完成後再輸出される物品、および他の法律で免税とされている物品などが含まれます。
- IEAT 理事会によって定められた規則に従い、再輸出を目的とした生産、混合、組立、梱包、作業のための IEAT フリーゾーン内へ輸入された物品については、輸出入、規格や品質管理、マークやサインの貼付に関し、関税法で別途定められている場合を除き、規制を受けません。
- IEAT フリーゾーンで生産され、タイ国内で販売される物品は、輸入品とみなされ、輸入時に輸入関税と VAT が課されます。IEAT フリーゾーン内にある業者間で販売される物品においては、通常税率または 0% の VAT が課されます。
- IEAT フリーゾーンで生産され、原産地および製造に関する規則の要件を満たす場合には、タイの国内市場への移送時に特恵関税が適用されます。

## 関税フリーゾーン

関税フリーゾーン(Customs free zone: CFZ)は、タイの輸出を支援、奨励するために関税法に基づいて新設された地域です。工業または商業活動、あるいは、タイ経済に有益な事業のために指定された地域で、

ここに輸入された物品またはここで製造された物品は輸入関税、VAT、物品税が免除されます。

関税フリーゾーンとして認められるには、当該地域開設の申請書を提出し、関税局長官の承認を得なければなりません。関税フリーゾーンを開設あるいは域内で操業することを認められた会社は、関税当局と保証契約を締結し、全ての関税規則を厳格に遵守するとともに、法律で定められた年間手数料を支払います。

関税フリーゾーンでの事業者は、以下のような権利と恩典を与えられます。

- 工業、商業活動、あるいはタイの経済に有益な事業に使用するために不可欠な機械、設備、器具、備品(部品を含む)の取得にかかる輸入関税、VAT、物品税が免除されます(他の関税フリーゾーンからの移送を含む)。
- 製造あるいは販売を目的として輸入し、関税フリーゾーンに搬入した原材料は、輸入関税、VAT および物品税が免除されます。製造のために関税フリーゾーンに搬入され免税となる原材料には、別の関税フリーゾーンから搬入された物品、BOI の奨励恩典を保有する企業により輸出目的で搬入された物品、保税倉庫から搬入された物品、銀行保証の差し入れにより輸入し完成後再輸出される物品、他の法律で免税とされている物品などが含まれます。
- 関税局長官によって定められた規則に従い、関税フリーゾーン内へ輸入された、再輸出を目的とした生産、混合、組立て、梱包、作業のための物品については、輸出入、規格や品質管理、マークやサインの貼付に関し規制を受けません。
- 関税フリーゾーンで製造されタイ国内に販売された物品は輸入品とみなされ、輸入時に輸入関税と VAT が課せられます。また、関税フリーゾーン内の業者間で販売される物品には通常税率または 0% の VAT が課せられます。
- 関税フリーゾーンで製造され原産地および製造に関する規則の要件を満たす物品をタイ国内に搬送する場合は、特惠関税率が適用されます。

フリーゾーン(IEAT および関税フリーゾーン)内の物品保管期間は 2 年が限度とされています。しかしながら、2 年を超過する場合、CFZ/IEAT のフリーゾーン内の会社が、IEAT もしくは関税局(フリーゾーンのタイプによる)から承認を受けることで、さらに 1 年の延長が認められます。承認は 2 年の保管期限に達するのに先立って 30 日以内に取得することが求められています。承認なく保管期限を過ぎた物品は輸入 VAT や関税が課せられます。

## 東部経済回廊 (Eastern Economic Corridor: EEC)

EEC はタイの成長を加速させる中核プロジェクトです。ラヨーン、チョンブリ、チャチュンサオの東部 3 県にある次世代都市において、特定の産業の新技術やイノベーションを誘致することを目指しています。恩典が付与される奨励対象産業は、スマート・エレクトロニクス、自動車、オートメーション、ロボット、航空、デジタルテクノロジーなどです。

EEC に奨励される企業は、EEC の定める要件に基づいて最大で 13 年間、法人税の減免が付与されます。

投資奨励法の下で、BOI は EEC 内の特別産業奨励ゾーンに位置する奨励プロジェクトに対する要件と恩典を発表しています。税務恩典は以下のゾーンに分類されます。

- 東部空港都市(EECa)
- 東部経済回廊イノベーション(EECi)
- タイデジタルパーク(EECd)
- 医療拠点、タマサート大学(パタヤ)(EECmd)
- タイゲノム医療(EECg)

EEC 政策のもと優遇措置を申請できるのは、5 年以上優遇措置が与えられている適格事業および対象となるコアテクノロジーと実用化事業を行う投資家(ネガティブリストに指定されているものを除く)のみです。

申請は、期限のない特区を除き 2022 年 12 月 30 日までに申請しなければなりません。

BOI が提供する税務上の優遇措置は次のとおりです。

- BOI の標準恩典
- 特定事業に対する追加法人所得税免除(最長 2 年)
- 免税期間終了後 3 年間、法人所得税率 50% 減免

しかし、EEC 恩典と工業地区開発の恩典の両方を使用することはできません。

EEC 法では、EEC 内の特定のゾーンの法人で働く専門知識／能力を有する専門家に対して、個人所得税の減免を付与しています。EEC 内の対象事業に従事する適格専門家とタイ人従業員の個人所得税率は一律 17% に軽減されています。

## 国際ビジネスセンター

以前の地域統括事業本部(ROH)、国際地域統括本部(IHQ)および国際貿易センター(ITC)に代わるものとして国際ビジネスセンター(IBC)が規定されました。ROH、IHQ および ITC において付与されていた税制優遇措置は、終了しました。

IBC の設立と運営の要件は以下のとおりです。

- マネージメント、技術、サポートサービスまたは財務管理サービスを関連会社に提供する目的で、または国際貿易事業を行うために設立されたタイの会社であること。
- 各会計期間末における払込資本が 1 千万バーツ以上であること。
- マネージメント、技術、サポートサービスまたは財務管理サービスを関連会社に提供していること。
- 知識とスキルを有する専任スタッフを最低 10 名以上(財務センター(TC)としての業務のみを行う場合は、5 名以上)雇用していること。
- 各会計年度において、IBC として支出するタイ国内経費が 6,000 万

バーツ以上であること。

マネージメント、技術、サポートサービスには以下のサービスが含まれます。

- 一般管理、事業計画立案、ビジネスコーディネーション
- 原材料、部品の調達
- 製品の研究開発
- 技術支援
- マーケティング、販売促進
- 人事管理、研修・教育
- 財務アドバイス
- 経済・投資分析研究
- 与信管理

財務管理サービスには以下のサービスが含まれます。

- 為替管理法に基づき認可された財務センターにおける財務管理
- 為替管理法に基づき認可された財務センターにおけるバーツ建の借入および貸付

国際貿易事業は、商品を国際的に売買する事業を意味し、これには売買される商品に関してサービス提供を含む場合があります。これには以下のサービスが含まれます。

- 商品調達
- 出荷待ち商品の保管
- 包装および梱包
- 商品の輸送
- 商品の保険
- 商品にかかる研修、技術サービスやアドバイス

IBC における所得は以下のものを指します。

- 関連企業へのマネージメント、技術、サポートサービスまたは、財務管理サービスの提供による収入
- IBC または IBC より雇用された者がタイにおいて行った研究開発

の結果により生じる関連企業から受け取るロイヤリティで、歳入局長により規定された規則、手順、条件に従う収入

以下の税務恩典が 15 会計期間にわたり付与されます。

- 適格所得による法人税軽減税率
  - タイ国内の受領者に対して IBC が支出する経費が、各会計期間において 6,000 万バーツ以上の場合、8%
  - タイ国内の受領者に対して IBC が支出する経費が、各会計期間において 3 億バーツ以上の場合、5%
  - タイ国内の受領者に対して IBC が支出する経費が、各会計期間において 6 億バーツ以上の場合、3%
- IBC が関連会社から受領する配当金に対する法人税は免除されます。
- IBC が減税対象となった適格所得を源泉として、非居住者に支払う配当金にかかる源泉所得税は免除されます。
- IBC が財務センター機能の一環としてグループ会社へ再貸し付けることを目的として調達した借入金利息にかかる源泉所得税は免除されます。
- IBC が財務センター機能としてが受領する所得に対する特別事業税は免除されます。
- IBC 事業に従事するフルタイムの外国人従業員の個人所得税は 15%になります。なお、会社が IBC 事業に加え、その他の事業を合わせて行っている場合には、IBC 事業から生じる収益は、会社全体の収益の 70%以上でなければなりません。

以前の ROH／IHQ 制度と比較して、IBC 制度は国内、国外の収入に異なる税率を適用しません。これにより、サービス提供先として国外関連会社の必要最低数を設定する必要がなくなりました。また、軽減税率を受けるための国内取引額の制限もなくなり、軽減税率の要件を満たすために必要な支出額が大幅に増加しました。しかし、ROH／IHQ が IBC に移行され、以前の最低支出要件である 1,500 万バーツを満たしていれば 8%の減税率を受けることができます。

IBC が規定の要件を満たさない場合、または IBC としての要件のいずれかを満たさない会計年度がある場合、税務恩典はその会計年度につ

いて取り消されます。会社が複数の会計年度にわたって要件を満たさない場合や、IBC としての運営実態がない場合は、税務恩典は最初の会計年度から遡って取り消されます。

IBC の課税対象となる損益は、IBC と IBC 以外の事業に分けて計算する必要があります。IBC 事業はさらに(i)本社サービスと財務管理サービス、(ii)ロイヤリティに分けて計算する必要があります。共通経費は IBC および IBC 以外の事業収益の割合に基づいて配賦します。

税務上の欠損は、以下の区分に応じ、管理される必要があります。

- 本社サービスおよび財務センター機能
- ロイヤリティ
- IBC 以外の事業

税務申告書は、上記の事業に分けて申告されなければなりません。

# 弊社の連絡先

PricewaterhouseCoopers  
Legal & Tax Consultants Limited

15th Floor, Bangkok City Tower  
No.179/74-80 South Sathorn Road,  
Thungmahamek, Sathorn,  
Bangkok 10120  
Tel: +66 (0) 2844 1000  
Fax: +66 (0) 2286 2666  
<http://www.pwc.com/th>  
e-mail: th\_pwc\_tax\_and\_legal@pwc.com

サービスライン	担当責任者	内線番号
合併および買収	<b>Paul B.A. Stitt</b> Partner <b>Sudarat Isarakul</b> Partner <b>Orawan Phanitpojjamarn</b> Partner <b>Vanida Vasuwanichchanchai</b> Partner	内線:1119 内線:1024 内線:1017 内線:1303
税務ストラクチャー／ 税務アドバイス	<b>Paul B.A. Stitt</b> Partner <b>Vanida Vasuwanichchanchai</b> Partner <b>Orawan Phanitpojjamarn</b> Partner <b>Orawan Fongasira</b> Partner <b>Tuttipong Kritiyutanont</b> Associate Partner	内線:1119 内線:1303 内線:1017 内線:1302 内線:1426
グローバル・ミニマム課税 制度(ピラー2)	<b>Orawan Phanitpojjamarn</b> Partner	内線:1017
税務申告・ストラテジー	<b>Somsak Anakkasela</b> Partner	内線:1253

	<b>Somboon Weerawutiwong</b> Partner	内線:1247
	<b>Sudarat Isarakul</b> Partner	内線:1024
	<b>Vanida Vasuwanichchanchai</b> Partner	内線:1303
	<b>Wutinon Trisrisak</b> Partner	内線:1294
間接税サービス	<b>Somsak Anakkasela</b> Partner	内線:1253
	<b>Tuttipong Kritiyutanont</b> Associate Partner	内線:1426
アウトソーシングサービス	<b>Somsak Anakkasela</b> Partner	内線:1253
	<b>Sudarat Isarakul</b> Partner	内線:1024
移転価格	<b>Panachai Anontanut</b> Partner	内線:1295
	<b>Janaiporn Khantasomboon</b> Partner	内線:1437
	<b>Niphon</b> <b>Srisukhumbowornchai</b> Lead Partner	内線:1435
税務調査／紛争処理 および訴訟	<b>Niphon</b> <b>Srisukhumbowornchai</b> Lead Partner	内線:1435
	<b>Somboon Weerawutiwong</b> Partner	内線:1247
	<b>Wutinon Trisrisak</b> Partner	内線:1294
金融・財務関連サービス	<b>Orawan Fongasira</b> Partner	内線:1302
	<b>Nopajaree Wattananukit</b> Associate Partner	内線:1396
法務サービス／ BOI サービス	<b>Vunnipa Ruamrangsri</b> Partner	内線:1284

China Tax Desk

**Vanida Vasuwanichchanchai**  
Partner

内線:1303

国際貿易マネジメント管理  
サービス

**Paul Sumner**

Partner

内線:1305

**Tanarat Permpoonsap**  
Director

内線:1196

＜日本企業部＞

魚住 篤志  
武部 純  
中雄 俊和  
武藤 慎也  
山鳥 達彦  
福井 情美

電話:(66) 2844-1157  
電話:(66) 2844-1209  
電話:(66) 2844-1559  
電話:(66) 2844-1553  
電話:(66) 2844-1276  
電話:(66) 2844-1321

## サービス内容:

### 合併および買収

- ・ タックスデューデリジェンス
- ・ M&A／ストラクチャー構築支援
- ・ 組織再編に伴う税務サービス
- ・ ポストディールサービス／プロジェクトの実行および管理

### 税務ストラクチャー／税務アドバイス

- ・ 国際税務サービス
- ・ サプライチェーンマネジメント／経営モデルの変更による税務コストの削減
- ・ 企業グループタックスプランニング／税務最適化プログラム
- ・ 金融・財務サービス

### グローバル・ミニマム課税制度(ピラー2)

- ・ ピラー2における税務トレーニングと税務アドバイザリ

- ・ 影響評価および運用準備支援サービス

## 税務申告・ストラテジー

- ・ 税務部門の効率化サポートサービス
  - Tax Management Maturity Model (T3M)
  - 効果的かつ効率的なタックスプランニングの提供
  - 税務リスク管理サービス
- ・ タックステクノロジー
  - ERP タックスシステム
  - タックスデータの管理と分析
  - 税務処理とワークフロー自動化
- ・ 税務会計サービス
  - 税額計上のアウトソーシングおよびサポート
  - 繰延税金資産の計算
  - FIN48に基づく税金の計算
  - 税務会計コンサルティング
  - 税務会計の研修、アドバイザリー
- ・ 税法コンプライアンスサービス
  - 税務申告書のレビュー／税務申告書の作成サポート
  - 税法コンプライアンスのレビュー／税務健全性の診断

## 間接税サービス

- ・ VAT 関連アドバイスおよびプランニング
- ・ VAT コンプライアンスレビュー

## アウトソーシングサービス

- ・ 人事、給与管理に関する以下のアウトソーシング
  - 毎月の給与支払管理および源泉税
  - 每年の所得税申告および源泉税
  - その他人事管理、給与支払いに関するサービス
- ・ 財務、経理に関する以下のアウトソーシング
  - 法定財務諸表の作成
  - 記帳代行
  - 税務申告書作成

- 会計スタッフの出向サービス
- その他財務部門機能(請求書発行、業者への支払い等)

## 移転価格

- ・ 移転価格コンプライアンスレビュー
- ・ 移転価格文書化の支援
- ・ 移転価格ベンチマーキングスタディ
- ・ 移転価格リスクアセスメント
- ・ 移転価格アドバイザリーサービス
- ・ 移転価格調査サポート／相互協議サポート
- ・ 移転価格係争の解決
- ・ 事前確認制度(APA)サポート
- ・ バリューチェーン分析(VCT)
- ・ 移転価格に関するオペレーションサポート(OTP)

## 税務訴訟支援サービス

- ・ 税務訴訟防止サービス
- ・ 税務調査の管理
- ・ 税務訴訟での選択肢の提案
- ・ 税務調査や訴訟への戦略的なプランニング
- ・ 税務リスクの管理

## 金融・財務関連サービス

- ・ 金融業(銀行、資本市場、保険、ファンド、不動産)の税法コンプライアンスサービス
  - 税務申告書のレビュー／税務申告書の作成サポート／税務リスク管理サービス／税務健全性の診断等
  - 金融商品、金融取引にかかる税務アドバイス
- ・ 財務部門を通じてグループの税効果を得るためのプランニング
- ・ 不良債権の再編における税務アドバイス

## 法務サービス／BOI サービス

## 法務サービス

- ・ 会社等の設立・登記および各種申請代行サービス
- ・ 商事契約に準拠した契約書作成／レビュー
- ・ 労務関連、労働争議
- ・ 不動産取引、土地デューデリジェンス、不動産、商標登録
- ・ 法務デュー デリジェンス、事業再編
- ・ 投資インセンティブ
- ・ 訴訟関連業務
- ・ 個人情報保護法

## 投資委員会(BOI)

- ・ 法令遵守およびそれにかかるプランニング
  - 投資奨励恩典を活かした進出計画の策定、既存事業の移転計画の策定
  - 事業にかかる奨励恩典の支援(担当官との交渉を含む)
  - BOI 規定条件(環境、労働、技術)に対する適合性検証手続
  - 奨励恩典適用に係る、BOI 規定条件遵守の継続性の確認
- ・ 税法遵守およびそれにかかるプランニング
  - 資本コスト、最大生産能力およびスクラップ計画
  - BOI と Non-BOI 業務の識別
  - 将来 BOI 申請可能なプロジェクトの特定
  - BOI 期間中と税務恩典期間終了後の移転価格設定
- ・ 会計分析と財務マネジメントモデル
  - 減価償却方法の選定
  - 在庫評価方法のアドバイス
  - 為替リスク回避にかかる先物取引のアドバイス
  - リースの選択肢にかかるアドバイス
  - 税務および財務の観点より負債・資本比率にかかる評価アドバイス

## 日本企業支援サービス

タイにおける日系企業への税務および法務のアドバイスをご提供しております。外国投資の規制や税務および法務のあらゆる側面に精通した経験豊富な専門家が揃っています。日系クライアントとタイ、海外のビジネスパートナーや政府関係諸省庁との橋渡しをサポートします。また、PwC の各専門家への窓口として体制を整えています。

## China Tax Desk

英語、中国語、タイ語を話す専門家が、中国企業のタイ子会社がタイの規制や税務、申告要件を理解するよう支援を行っています。地域ネットワークのメンバー企業と提携し、税務コンサルティング、税務コンプライアンス、税務調査支援など、あらゆる税務サービスの提供、および投資委員会から税制上の優遇措置を受けられるようサポートします。

## 国際貿易マネジメントサービス

- ・ 市場優位性確保のための戦略的関税プランニング
  - 自由貿易協定
  - サプライチェーンの活用
  - 取引方法の見直しによる関税の最適化(関税分類に基づく最適な輸入方法の検討)
  - 各種優遇制度の活用(フリーゾーン、保税倉庫、BOI による奨励、再輸出品にかかる関税の払い戻し、輸出製品に係る関税の払い戻し等)
  - 物品税、国際貿易、輸出管理計画
- ・ 関税申告およびリスク管理
  - 関税コンプライアンスレビュー
  - 税関当局による調査への対応
  - 関税価格および移転価格にかかる書類の管理
  - 関税品目分類にかかる対応
  - デュアルユース品に関する輸出取引コントロールおよびコンプライアンスレビュー(例えば、輸出に関する内部コンプライアンスプログラムのドラフト作成サポート、輸出ライセンスの取得サポート等)
  - 事前申請および税関ルーリング取得のサポート

- 自発的な修正申告サポート
- 原産地規則および申請プロセス改善アドバイザリー
- 法令順守、輸出入制限品の管理(有害物質等)および非中核品の輸入(事業および技術にかかる書類およびソフトウェア)にかかるアドバイザリー
- 関税の実地研修



